

午前10時4分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 真砂 満君、13番 和気 豊君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第5号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第9号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題とします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから平成12年2月、3月、4月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を御報告させていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成12年2月、3月分は平成12年4月26日に、平成12年4月分は平成12年5月26日に黒須監査委員と私が監査を執行いたしました。

収入役扱い並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告いたします。

なお、当報告とは直接関係ございませんが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施いたしましたので、その結果報告書をお手元に御配付しておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今、監査委員の島原議員の

方から御報告があったんですが、あわせて報告がありました11年度定期監査結果報告書というのが私たちにも配られとるわけなんですけど、この監査結果の中に、「一部の事務処理について検討・改善を要するものが見受けられた」という表記がありますのと、個々に至っては、「受付印漏れや、完結した時の朱書き「（完結）」の記入のないものが多かった」という記載とか、「起案書等公用文の作成について」ということで、「公用文として粗雑なものが多かった」ということで、この中に「読者を説得させる生き生きとした文章でなければならない」ということで、当を得た1つの監査報告ではないかなと思うんですが、市民にわかりやすい公用文ということが私もずっと気になっておるんですが、そういう点での指摘がされたというのは大変重要でありますし、こういうことが速やかにきちっと形をもって効果をもたらしてほしいなと思うので、そういうことについて監査委員の方からもう少し詳しい説明をいただければと思います。

それから、復命書、出張伺などで、「復命書は日数を経ず速やかに提出されたい」ということで、期限が過ぎてもなかなか提出されておらないということがうかがえるわけなんですけども、こういうことの実態等もう少し詳しく御説明いただきたい。

それから、予算の差引簿ということで、「一部に流用・補正予算の記載漏れがあった」という表記もありますので、この辺もう少し監査委員の方から具体的な御報告がいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（嶋本五男君） 島原監査委員。

監査委員（島原正嗣君） それでは、小山議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、監査結果の関係で、1ページの表現上の問題点の検討・改善が必要だと、こういうことの指摘をしておるわけでありまして、旧来からの慣用語というのがございまして、もっと簡略に表現できないかと、私ども監査委員としてこういう指摘事項をしておきました。例えば、行ってきますというのを行きましたとかいうふうな、漢字では同じ意味ですけども、もっと丁寧に簡素化し

て表現してほしいと、そういう指摘事項であります。

それから、2ページ目の受印漏れの関係、完結したときの記入漏れの問題でありますけれども、これは速やかにきちとした書類の処理をやってほしいと、記入のない部分も一部ございましたので、書類上監査をした結果、適正にきちと記入漏れのないように整理してほしいという指摘をしておきました。

それから、2番目の起案書等公用文の作成についてであります。これも冒頭申し上げましたような公用文としての長い、どのように解釈をしていいのかわからないようなそういう表示がありましたので、もう少しそれも簡潔に、このことについてはこうだというふうにきちと整理をしてほしいと。その公用文が、どれがほんまの意味をなすのか、もっと端的に表現してほしいと、そういうことの指摘でございます。

それから、出張伺及び復命につきましては、これはおおむね良好でありましたけれども、若干おくれてるという部分もございますから、それは出張までにきちとした整理をして請求すべきではないかなというふうな指摘をしておきました。

それから、予算差引簿の関係でございますが、ここにも書いてありますように、一部補正予算の記載漏れがあったが、おおむね良好であると。少額の部分でありますけれども、一部補正予算に組まれたわけで、直ちに入れとかなだめではないかということもございまして、それが若干おくれてるということの処理でございます。だから、例えば補正予算の中に上がっておるけれども、この補正額が記入されていないんじゃないかという、そういう指摘でございます。

それから、もっと詳しくこのことを申し上げますと、これは総務部関係の訴訟費の関係でございますけれども、例えば予算は今申し上げましたように可決されておりますけれども、速やかに差引簿の中に記入されてなかったと、そういうことが1点と、それから現実的には流用されていないのに、誤って記入をされていたというふうな、本来記入すべきところに記入されていなかったということ、この予算差引簿の関係の理由はそういう意

味でございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議会選出の監査委員の目を通して、市全体のこの監査、特に今回総務というところでやられた報告額が上がるとるわけなんで、こういう指摘を受けたということは、大変ある意味で恥ずかしいことではないかなと私は思うので、きょうのこの指摘を行政の方としてはやはりきちと真摯に受けとめて、信頼のある行政執行をぜひお願いをしたいと、そういう要請をして終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 契約検査のことについて若干お聞きしたいと思います。

14ページの末に予定価格、最低制限価格を設定しているが、地方自治法及び財務規則に基づき厳正かつ公正に設定されていたと。この点の入札、これは泉南市でいい意味で入札方法が改革されてきたということだと考えますけれども、その結果、運用面で監査委員が何かお気づきな点があれば、例えば最低価格があるけれども上の方に集中しているとか、そういうことで何かお気づきの点があれば、あるいは今後こうすればいいということがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

それと、13ページで平成11年度以降は公表が行われているということですが、公表ということは、社名等すべてそのランクに基づいて一般に公開、公表されているということなのか、ちょっと御確認したいと思うんです。私、監査委員のときは監査委員にも見せられないということで、そういう状況であったので、今後の情報公開を含めて現在の状況をお示し願いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（嶋本五男君） 島原監査委員。

監査委員（島原正嗣君） それでは、北出議員さんの御質問にお答えいたします。当を得ているかどうか別にいたしまして、一番最初の御指摘の指名委員会の関係に関連をして入札と、こういうことの関係について触れてるわけですが、御存じのように、従来からすれば随分と改善をされているのではないかなというふうに監査委員とし

ては考えております。土木工事も例えば1件300万円以上、そこに記載しておりますような形では、工事の予算または工事の予定額は1,000万円以上というように分類をいたしまして、適正に処理されているというふうに思います。

入札の行為につきましては、4番目の下に書いてありますように、あくまでも適正、公正な形で行われているというふうに私どもは感じております。ただ、新聞等で談合とか疑惑とかという記事が報道されますけれども、そういうことは指名委員会等で十分に留意をしてほしいと、そういう意見を述べておきました。

それから、13ページの関係の入札行為を行った業者の名前とか氏名とかということについては、来月の7日にまた決算の審査がございますが、これ等には300万円以上の応札業者については、例えば水道なんかについてはきちっと氏名を発表すると、こういうように事前に私ども書類をいただいております。その中には落札額とか指名業者の氏名とかきちっと入っておりますので、改善されているのではないかなという思いをいたしております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 厳正に監査していただいていると思います。

あと1点、申しわけないですけれども、議会でもいろいろ問題がありまして、指名業者の人員、配置、そういったものの契約検査課での調査を厳正にすると。特に、この不況の中で、きちっと職員を抱えて公正に建築土木業を営んでいる企業に対する配慮とか含めるために、やっぱりその辺は厳正にしなければならぬと。

だから、事務所等の調査を契約検査課もするという形で何回かここで表明をしておりますし、それがどの程度行われているのか、監査委員から見た場合にもどのような問題があるのか、それだけ最後にお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長（嶋本五男君） 島原監査委員。

監査委員（島原正嗣君） 具体的に監査の側として調査しておりませんが、一定監査委員会の

方に提出をされた資料、書類等に基づきまして監査をいたしております。

今、地方自治法との関係あるいは地方分権との関係で言われておりますのは、今御指摘のあったような入札行為、いわゆる外部監査につきましても、もっと強化していくべきではないかという御意見等もございます。また、そのためには現在の職員だけで、不正はないわけですけれども、公正かどうかということについての中立的な立場で監査をしていく必要があるのではないかなというふうな考え方で、私どもは監査をさしていただいております。

今、御指摘の点は、将来的にやっぱりきちっとすべきことはきちっと、現在もしておりますけれども、もう少し市民の側に情報公開できるように、あるいは情報公開という以前についての入札制度はどうあるべきかと、こういうことも含めて検討させていただくと、こういうことになっております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、請願第1号及び請願第2号を除く他の報告及び議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、請願第1号及び請願第2号を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）及び日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。蜷川助役。助役（蜷川善夫君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま一括上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて、泉南市賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、並びに報告第2号、専決処分の承認を求めるについて、泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれにつきまして御説明申し上げます。

専決の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が平成12年4月1日にそれぞれ施行されたことに伴い、本市市税賦課徴収条例並びに都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する必要から専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきまして、その主なものにつきまして御説明申し上げます。議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

市税賦課徴収条例第12条の改正でございますが、これは個人住民税の均等割の非課税限度額の引き上げでございます。扶養家族のある納税者のみ加算金を「17万円」から「18万円」に1万円増額されたものでございます。

続いて、議案書7ページをお願いいたします。附則第4条の改正、個人の市民税の所得割の非課税限度額の引き上げでございます。これは扶養家族のある納税者のみ加算金を「31万円」から「32万円」に1万円増額されたものでございます。

議案書9ページをお開きください。続きまして、6条の6の改正でございますが、これは平成13年度及び平成14年度における価格の時点修正の規定でございます。

次に、議案書の9ページから10ページを御参照願います。第6条の7及び8でございます。土地に係る固定資産税の税負担の調整措置の規定でございますが、負担水準の高い商業地等の税負担の上限を現行の80%を3年間かけて引き下げるもので、12年度及び13年度は75%、平成14年度は70%に引き下げるものでございます。

続いて、負担水準60%以上で前述の上限割合以下の商業地等は、税額を据え置くものでございます。また、負担水準が60%未満の商業地等につきましては、負担水準に応じたなだらかな負担調整措置を講じるものであります。なお、負担水準とは、前年度の課税標準額と新評価額の割合でございます。住宅用地につきましては、現行と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続するものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。次に、第6条の9でございます。一般農地及び市街化区域農地に対する固定資産税の負担調整措置は、現行と同様とするものでございます。

議案書15ページをお願いいたします。次に、6条の12の改正でございますが、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据え置き措置でございます。税負担が上昇することとなる土地であっても、一定要件を満たす措置であれば税負担を据え置くものでございます。

次に、都市計画税賦課徴収条例についてでございます。議案書の23ページから33ページまでを御参照ください。これは本条例の規定中に地方税法の条及び項番号を引用している部分につきまして、地方税法の改正による条及び項番号の変更に伴い改めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） 新しい助役の方から条例の変更の説明がなされたんですが、これは4月1日から実施だということで、議会開催が間に合わないということだと思うんですが、中身を見ると量にしても膨大な量でありますし、私もずっと読むんですが、なかなか理解ができない部分で、もう少し市民が聞いてもこの改正によってどうなのかという、よく新聞なんか政府の予算なんかをわかりやすく報道しますね。やっぱりああいう感覚が私は議案説明には必要なんじゃないかなと、そう思います。

先ほど監査の方の議論でもありましたように、

やはり主体は市民でありますから、普通の市民がそれを聞いて、どういう改正なのかということがわかる、あわせてそういう説明がなされないと、議員といえども、わかる方もいらっしゃるでしょうけども、私は12年近く議員をやっておりますけど、こういう条例の改正が一体何をポイントにしとるのかということをはななかつかめないの、新しい助役になったことでもありますし、大阪府の方から来られて、また違う目で今のこれまですっとやってこられた行政のあり方を、今改革とかということがずっと言われておりますし、いろんな規制緩和ということもそういうことに根差すもんだと思いますが、やはりもう少し普通の市民にわかるような説明をあわせてしていただきたいと思えます。

そして、もう一つは、政府の方が3月31日に変えたということで、4月1日から実施となれば議会を開く間がないんですが、政府の方にも、議会ですから専決ということは、これは特別なときには仕方ないとしても、こういう法案の改正については時間があるわけですから、地方自治体の議会の審議が十分保障されることも政府の方には言う必要があるんじゃないかなと思えますね。

でないと、これだけ大事な、税金というのは行政行為の中で一番重大な行為でありますし、このことは強制力も持つとるわけでありまして、この内容が十分市民に理解されてないとこれは実効も上がりませんし、何かよく役所に聞かないと自分の原因についてのいろんな措置が受けられないわけですから、まず市民がわかってないと、一々役所に行って聞いてからやるというようなことでは困るわけですから、そういう点ではやはり議会で議論をして条例が決めるような措置をするために、政府の方にそういう時間の余裕を与えて、こういう地方に関係する法律はやってほしいということは、当然言うべきだと思うんですね。でないと、議会の役目が全くないわけですから。

それから、議会というのは本質的には条例をつくる大きな仕事を持つとるのに、執行する行政が条例を出してきてそれを議会に追認しなさいということでは、やっぱり議会の役割というのはますます薄れていくわけですから、そういう点でも、

こういう重要な条例について専決という対応は、私はまずいのではないかなと。行政はその点をどう考えてこういう専決をしたのか。そういう法律との関係も含めて御答弁をいただきたいと思えます。

そして、中身について先ほど言ったような市民がわかるような形で、この改正というのはどういう意味を持つとるのか。いろいろ説明はなかったですけども、私が読んでおりますと、肉用牛の営業というんか、そういう仕事をやってる方についての特典もここに盛られておれば、泉南市にもそういう肉牛用の業をしとる方がいらっしゃるわけですから、そのことにもやはりこのことは影響するだろうと思えますから、そういう点ではどうかと、そういうことも御説明をいただきたい。

それから、この税負担の問題にしても、僕が見たところによると、高く上がったところについては調整をしておるといふ、そういうことではないかなと。余り上がらないところについては、むしろ1.025ということで上がっているわけですね。という、一般生活をしておる住宅用の固定資産税については、むしろ相対的には引き上げられたのではないかなと、そういうような感じをこの改正では抱くんですけども、そういうような特徴を持つてるとはではないかなと。

それと、評価額と新しい路線価格というんですが、そことの関係で出してきたらと思えるんですが、この税は時価に近い形を基本ベースにして、そして税をかけてくるということが、地価が下がったことによって大きな矛盾を持ってきたという問題をもってこういう改正をしたと思うので、今後土地が——住宅地というのは基本的には売ることを想定して持つておるわけじゃないわけですから、余り地価が上がったり下がったりすることによって、自分の固定資産税が変動するというのは大変不安ですから、そういう点で、今回の改正については、そういうところが上がっているということはむしろ問題ではないかなと思えるので、基本的にはそういう今回の改正の特徴があるのではないかなと私は説明なりを読んで感じるもので、そういうことであれば、その部分の住民に対する影響をぜひ示していただきたい。

それから、もう1つ、今回のこの改正によって市民税の入ることについて、どれだけの影響があるのかということは大変関心のあるところですから、この改正によって税収に与える影響は、額においてどれくらいあるのかということも御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 課税課の方から御答弁申し上げます。質問の内容がたくさんございましたので、順番にいきたいと思います。

最初に、わかりやすい説明ということでありましたので……（小山広明君「助役に言うてるんやで、あんたに言うてない」と呼ぶ）……ちょっとこれは飛ばしまして、具体的内容の中で肉用牛の関係がありましたので、まずこれから説明させていただきます。

これは軽減措置の対象になっておった適用年数が今年度で切れますので、14年度までに延伸しますよという内容でございます。

それから次に、税負担の地価下落との関係ですけども、長々と条例ではあるんですけども、わかりやすくいえば、普通、固定資産というのは適正価格でいわゆる評価額イコール課税標準額となるのが理想なんですけども、現実には課税標準額と評価額との乖離があると。何でこんなことになったかといいますと、バブル時期の関係が一番の最大の要因ではないかと思っております。

その中で、負担調整という呼び方でいろいろやっておるわけですけども、バブル期に評価が上がったときに、課税する標準となる額、課税標準額のアップを一気にできなかつたために乖離があるということで、なだらかに上げていっておると。

その間に地価の下落現象が著しく生じてきておるということに対する対応ということで、評価額に対して乖離部分が大きいところについては、なだらかに上げていくんですけども、その上げ方を例えば少しずつ据え置いたりいろいろしまして、極端なことにならないように緩和していくというふうな内容のことを書いてる分でございます。

それから、市民税のいわゆる1万円加算金のアップの関係ですね。17万から18万、それから

31から32万ということがありました。どれだけ影響があるかということですけども、当該年度の申告がありまして初めて積算できるものでございますので、その辺につきましては、そんなに大きくは変わらないと思っておりますけども、所得の関係でございますので、つかみづらいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、もう1点、専決の関係ですけども、これは法律の施行が3月いっぱいだったということで当然間に合わなかったので、毎年こういう形でされておると思うんですけども、その点は関係機関との協議会等ある中で、意見としては申し上げておきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 小山議員の方から、議案説明は市民がわかりやすい説明でというふうな御指摘をいただいたわけでございますけども、これまでもそういうふうな御指摘をいただいていることは承知をいたしておりますが、そういう御指摘もいただいておりますので、私といたしましては、できるだけわかりやすく説明を申し上げたつもりでございますけれども、何せ法の改正、条例改正等多岐にわたる、あるいは詳細にわたる部分もございまして、なかなか簡単に説明するということは難しゅうございます。重要なものにつきましては、これまでも広報等を通じて市民にわかりやすく伝達するというふうにしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 初めに助役に答弁していただきたんですけどね。そういう議会の審議の問題を含めて、やはり専決ではなしに、市民生活にそういう税金というのは一番大きな影響があるわけですし、今も質問して初めてわかったのは、肉用牛の措置が延伸されるという、これは市民にとっては大変大きな影響があることでしょう。

このことはやっぱり説明が抜けとったわけですから、そういう点では、これだけ膨大な条例の改正は、議会でやはり十分審議をして、議会の主体性を持たなければ市民の負託にもこたえられないわけですから、そういう点では政府の方の法の扱

い方についても、十分地方自治体の審議ができるような対応をしないと困るということを当然言うべきじゃないでしょうか。

それで、4月1日から実施、31日、それは明らかに地方の審議権を無視しとるわけですからね。そういう点はある意味の政治家、助役としては、そういう点でのこの問題をどう考えとるのか。安易にポッと専決をしましたと、こういう理由ですということでは、議会の関係では、私は議会に対して助役がどういう考えを持つとるかということを示す1つのもんだと思いますよ。

そういう点では、この問題については、私の指摘について助役はどう考えとるのかということ、政治家としてやっぱりきちっと今後どうするんかも含めて答えるべき問題だと思えますよ。でないと、議会なんてますます形骸化するじゃないですか、こんなことをやったら。

それから、これまでもわかりやすい説明をしてきたと言っておりますが、きょうの説明を聞く限りでは、従来の説明とは全く変わってない。何にもあらわれてないし、広報でお知らせすると言っても、それは決まった後にお知らせすることを私議論しとるわけじゃないんですからね。

やはり議会がそういうことを判断するときに、もう少し議会にとってもわかりやすいような説明をした上で審議をするということが基本にあって、それから市民に対する丁寧な説明と、こういう段階があると思うんでね。こういう判断は大変まずいと思うんで、もう一度その点については踏まえて御説明いただきたいと思えます。

それから、指摘したことは答弁してないんですが、いわゆる高く上がったところについては調整、1.025上がったのを1にするという措置をしますね。これは0.8なんですか。下の方はそのまま1.025上げとるでしょう。ということは、極端に上がったところについては、上がるとことというのはそれだけ土地が動きやすい、土地の評価が変動しやすいところをやっとると思うんですが、一般に普通に生活しとるところについては、このまま何も措置をしてないんじゃないかという私の指摘については答弁していただけてないんで、これは議長においても答弁が漏れておりますから、

この辺はちょっと配慮をいただきたいと思えます。そうじゃないですか。

あなた方が説明しておる、0.8を超えるものについては引き下げる、0.6から0.8以下については据え置き、0.4から0.6については1.025上げるわけでしょう。これはやはりちゃんと説明をしていただかないと、今回の措置が、土地が高くなるということ、余り市民生活と関係ないところかと思えますよ、ある意味でね。ほかのところは全部上がっていくわけでしょう、0.075とか。

そういう構造になつとるんじゃないですかということ、私指摘しとるんで、そうであればそう、いや違うと、ここは市民にとっても土地の評価が下がるとことについて、こういう軽減措置というんか減免措置的なことをやったんだということであればそれでいいんですけど、私はそう読めないんで、その辺の説明をしていただきたい。

それから、先ほど17万から18万とか31万から32万の件では、そう変わらないでしょうという説明があったんですが、税そのものでこの措置をすることによって税収が少なくなるんでしょう、トータル的には、それはどれぐらいですかということ、聞いてとるわけですから、それはちゃんと出してくるからには、あなた方は政府がやったのは別として、行政として責任持って議会に出したわけですから、その点での影響額はどうかということは、ちゃんと一番説明しないとけない内容だと思うんだけど、そういうことも質問しないと出てこないというのは問題ですよ、こういう条例の提案の仕方にとっては。

どんなことでも効果ということがあっていろんな行為があるわけですから、マイナス効果なのかプラス効果なのか、そういうことをちゃんと丁寧な説明をしていただきたい。専決したんだからもうどうでもいいんだと思うんじゃないと思えますけどね。よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から負担調整と負担水準の問題、また非課税の枠の拡大ということで、まず市民税の1万円増加の非課税の範囲の拡大ということで、これにつきましては、従来

から非課税でございますので、市税に影響はございません。非課税というのは、収入に応じて非課税にランクされるのかされないかということによりますので、この改正によりましての市税には影響がないと。非課税世帯の方の枠がふえたと、金額的にね。そういう解釈でお願いしたいと思えます。

また、負担水準と負担調整ですけれども、これは今先ほど課長も答弁さしていただいたように、評価額と課税標準額というのが固定資産の基本でございます。平成5年までは御承知のとおり評価が3年に一度ということで、平成5年までは負担水準で評価額に標準額が追いついていったと。いわゆる本則課税であったということでございます。

ですから、分母と分子の関係でございます。評価が分母で課税標準額は分子でございます。その差が開いてるほどいわゆる税がなだらかに上がっていくと。率の大きいものについては、もういわゆる課税標準と評価が接近してますので、こういう人には税は据え置き、また引き下げる措置をとっていくというのが今回の主な改正でございます。

また、この改正については納税者に御負担がかかるような改正はございませんので、その点もひとつ御了解賜りたいと思えます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 専決処分についての再度のお尋ねでございますけれども、地方自治法の179条に専決処分できる場合ということが議員御案内のとおり定められておまして、国の方で相当多数の法律等の制定、改廃があるわけでございます。その場合に、議会を開くいとまがないなど法律に規定されておる条件に合致する場合には、専決をお願いする場合もあるということでございますので、御理解をお願いしたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 助役、そんなん理解できないですよ。あなたは議会をどう考えとるかですわ、行政からして。ちゃんと議会の審議をして、その結果によって行政が運営するんでしょう。先に専決したら議会というのは役目を失うじゃないですか。そういうことを言っとるんですよ。だから、

そういう地方におけるちゃんとした行政と議会の役割が保障できるようなことを国の法律を制定する場合にもちゃんとすべきだというのは、正当な要求としてできるんじゃないですかということと言っとるんですよ、私は。

でない、あなた方は責任持って専決、専決——専決というのは、そんなもん字に書いてあるとおりどうしても開けないときですよ。そういう開けないときを人為的に国でつくられたら困るでしょう。だから、正常な形はちゃんと議案に案として出して、採決を受けて決定を受けて行政が運営するというのは当たり前形でしょう。そういうことをちゃんと国が理解をして法律をつくるべきでしょう、どんなことを考えても。それをあなたに言っとるわけですから、法律でそうなるからこうしましたと、何にもそこに矛盾がないというような答弁をしたんでは困るんですよ、それは。

あなた、じゃ議会に対して専決をしてもいい、専決なんていうことを当たり前にしてもいいわけですか。なるべく専決しないようなやり方を国にも求めるべきじゃないですか。そういうことを私は言っとるんですよ。そういうことを踏まえてあなたは今答弁をしたんですか。そうじゃないでしょう。だから、そういうことを聞いとるわけやから、やはり正常な状態に戻すために改善をしていくというのは当たり前ですからね、こういう議論を通して。そういうことを私は言っとるわけですから、やっぱりそのことにちゃんと答えていただきたいと、そのように思います。

影響が全くないというのは、負担はないけれども、先ほど言うように、牛を飼ってる方は据え置かれるということは、本来ふえるはずが納めなくてよくなるわけでしょう。それは市の方からいうと入らなくなるわけじゃないですか。それは市民にとっても大きな影響があるわけですから、ほかにもそういうことが僕はあるように思います、この法律は据え置きとかいろいろね、何年に限って据え置くとか。そういうものはちゃんとこの条例を見るまでわからんわけですから、市民は。

だから、この部分はこれだけ据え置くんですよということを書いてほしいのと、この中に市長が必要と認めるときはしないと書いてあるんこうい

表現がありますよ、いっぱい。だから、もう少しこの中身の重要な市民にとっての問題点についてはちゃんと説明をするべきですよ。

影響がないという、それは市民から見たら納めなくてもいいんだらうけども、この条例の改正によって納めなくてよくなるということは、市に入るべき税金がなくなるということでしょうがな。そういう影響額がどうかということを知りたいんですから、ちゃんとそれは答弁してくださいよ。ちゃんと影響額があるわけですから、これをしなかったらこれだけの影響があると。

私、さっき牛と肉の話を行いましたけど、農地の問題でも全部あるでしょう。市街化地域の農地がどうやとか、14年までやるとか、いっぱいあるじゃないですか。ちゃんとまとめて答弁してください、ということが据え置きになったのか。読めばわかるといえばそれまでやけど、なかなかそれは読んでも理解しにくことがいっぱいありますよ。

だけど、そういうことはちゃんと質問するまでも説明をするべき内容だと私指摘しとるわけですから、言うたことだけポツと言うんじゃないし、ほかにもこういうことがあって、これは据え置きになりましたと、そういうようなこともちゃんと御説明をいただきたい。非課税世帯がふえればそれだけ税が入ってくることが少なくなるわけじゃないですか。だから、そういうこともちゃんと説明をしてください。

助役とも議論しましたけども、市長、やっぱりこれね、議会が専決でない形で提案できるようなことを国の方にもちゃんと言う必要は、これは当然、考え方は関係なしにあると思うんですよ。そんなもん31日に決めて4月1日から実行やったら、専決の事務かてそしたらでけへん、はっきり言うたら、一日しかないわけやからね。専決といったって、そらいろいろおたくで内部調整とか何かいろいろやるわけでしょうがな。

だから、もう少し余裕を持った議論が十分保障されるような国のあり方をやってもらわないと、地方分権といってもなかなか地方にきちっとした議論をする場が保障されなかったら、それはなかなか地方分権もそろわないと思いますよ。そうい

うことでよろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） それでは、再度御答弁申し上げます。

先ほど私の方では市民税に影響がないと言うたのは、これは非課税の範囲のこととございまして、6条の3の肉用牛の売買ということではございません。

また、この肉用牛というのは、当市では畜産業者はございません。これは乳牛とか牛の小さい子供を育てるといふんですか、種牛といふんですか、そういう業者を除いた食肉用の牛を畜産している畜産業者に対しまして、市民税の所得割の控除をしていくと。これは御承知のとおり、私もちょっと勉強不足でわかりませんが、食肉用が自由に輸入ができるようになってから、その畜産業者を擁護、税制面から保護するためにこういう法律ができたわけとございまして、それを継続していくと、今回の改正でね。そういうこととございしますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

〔小山広明君「肉用あるやないか、大苗代に」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 手を挙げて発言してください。

〔小山広明君「違ったことを発言するからよ」と呼ぶ〕

総務部参与（中田正純君） そして、固定資産の関係ですけども、現在、固定資産というのは、適正な地価というのが1つの評価の基準とございまして。適正な地価というのは、不適正要素が要因としてない、売り急ぎとか買い急ぎとかいろいろな条件がつかない、国土庁から発表される公示価格とか府内の固定資産の調査、また不動産鑑定士が見て適正な評価をしてるわけですよ。その評価の中で、先ほども答弁いたしましたとおり、税収に関するものは評価イコール課税標準というのがあつたわけですよ。

これには今開きがございまして、というのは、評価に税率を掛けますとかなり税の御負担が大きいのので、そういう形でその間差のことを0.4以上は1.025と2.5%なだらかに上昇しますよと。今回の場合はそういう間差の少ないところに税制を

抑えていくということが、固定資産を改正した1つの大きな点でございます。そういったことで、まだ評価と課税の格差が大きいところには、まだ今後もなだらかに固定資産税が上がっていくということでございます。

これはとりもなおさず、固定資産というのは土地が下落してるのに税が上がっていくと、逆転現象じゃないかという納税者の意見も大勢を占めておりますので、それでこういうような負担措置というのをして税制を抑えていくというのが今回の大きな改正でございます。従来80から70%まで上限を落としていくということで、70%以上になると税金が上がらないと、また土地の下落率の関係もございますので、そういった形で改正をさせていただいたわけでございますので、よろしく御理解のほどお願いします。

〔小山広明君「いやいや、全然答えてないがな、そんなこと聞いてへん。市長、どうなんですか、これ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 何も質問してないことを長々と答弁いただかなくていいんで、僕はどういう影響額があるかということと、ほかに据え置きのようなものがいっぱいありますよ、これね。そうでしょう。土地保有税の問題も言及されとるでしょう。だから、この改正によって、基本的には据え置くという1つの特徴を持っていますよ。だから、どういうものが据え置かれるのかという特徴的なことはちゃんとやっていただいて、据え置くということはそれだけ税収が入らんわけですから、その金額はどうかというそこだけ答えていただいたらいいんですよ。

市長には、そういうやはりちゃんと議会としての審議権を保障するために、国の法律の作り方についてはきちっとやらないと、専決というのは、こんなことはあってはならないわけですからね。できるというものはなしに、どうしてもできないときにやる、回避できることであれば、専決しなくてもいい努力を国もみんながせないかんという、そういう問題だと思えますよ。

そういう点で、31日に政令を決めて4月1日から施行というのは、全くそこで審議をすること

を保障してないわけですから、これはやっぱり正常じゃないと思いますので、そういう点では政治家として地方自治体の審議権を守るというのは大きな地方分権の柱みたいなものですから、そういう点では市長、一言そういうことについて本会議で意思表示して、それなりの動きをしてもらいたい。これは何も無理な要求を私言っとるわけじゃないと思うんでね。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 法律は国家でつくりますけれども、当然その法律に連動して地方自治体が条例なりいろんな規則を含めて変えなきゃいけないというのが多数ございますので、本来ですと一定の猶予期間があつてするというのが一番いいわけでございます。私どもはその条例改正だけではなくいろんな施策変更になりますから、準備も要るわけでございますから、できるだけ余裕を持った形で地方にその時間を与えていただくというのは、おっしゃるとおりだというふうに思います。ですから、これに限りませんけれども、今後とも機会があればできるだけ、国会審議との関係もあるでしょうけれども、本来少し余裕を持ってしていただけるように、機会あれば要望をしていきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 負担、据え置き等いろいろ本法改正に伴って条例改正ということになっているんですけども、それで税収の見込みですね。どれほど影響があるのかということで、具体的な数字を上げてくれと言われたので、その辺につきましては当該年度に積算というんですか、申告が出てきた時点でないと具体的な数字は出ないということで、詳細のそういう具体的な数字はつかめないんですけども、その改正に係る部分だけでどれだけになるかということについては、例えば固定資産税でいけば市内で5万筆ほどある中で、すべて積算せないかんということになりますので、その辺まで詳細に積算業務をまだ今の段階でできておるといってないんで、わからないということなんですけども、全体からいいますと、確かに市民税の関係ではいわゆる加算金の関係で1万、1万の非課税の分が上がったということもあいま

すので、所得の申告がどれだけになるかわかりませんが、若干の影響は出てくるだろうというふうには思っております。

固定資産の関係、土地と家屋と償却とありますけども、先ほど来から説明させていただいてますいわゆる評価額と課税標準額との乖離部分の関係で、バブル期に大きな乖離があったと、それを埋めていくためにちょっとずつなだらかに上げているんだと。

地価が下落してる中でその分で、上げる分と実際にはもう下がり切っちゃって、調整、据え置き措置が効いてきて下がってる分もあるということですから、全体的にはどれだけになるかということになりますと、固定ベースでは上がる分と下がる分と入れたらほぼ横ばいぐらいになるのかなと思っております。具体には、当該年度にそういういろんな作業をさせていただいた中で数字が出てくるということですので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君に申し上げます。もう30分以上やっておりますので、5回目でもありますから、なにしてください。（小山広明君「議長、答弁も聞いて整理してもらわないと」と呼ぶ）いや、議会は回数制限もありますし、時間もありませんから、あなた一人だけではございませんので、その点心得てください。小山君。

2番（小山広明君） いや僕は答えていただいたらそれでいいんですよ。さっきも何にも言わないんだけど、牛とこれの据え置きは言いましたけども、ほかにもあるでしょうと。農地についてもあるし、保有税の問題についても据え置くのがあるし、今こうパッと広げて市街化地域の農地の12年から14年までの据え置きもある。そこは全部ちゃんと言うてくださいよ、どの分が据え置きになるのかという。

だから、そういうことを聞いとるわけですから、それからその総額、これの影響額はどうかと、この2点だけを聞いとるわけですからね。これだけ言うてください。何回も言っとるんだけど、何か全体の枠組みの話ばかりしてこの金額を言わないんで、議長もこのことだけ言うていただいた

ら僕は結構ですから。

議長（嶋本五男君） 長いからです。あなたの質問が長過ぎるから、それだけ言うてくれたらいい。（小山広明君「じゃ、それだけお願いします」と呼ぶ）池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 再度の御質問なんですけども、据え置きになった分でどれだけになるかというような具体的な数字につきましては、先ほども申し上げましたように、市内5万筆ほどございますので、その中で詳細に積算をしなければいけないということになりますので、具体的な数字はまだ出ておらないと。

全体の予測数字でいきますと、先ほど申し上げましたように、固定ベースではプラスマイナス同じではないかというふうに思っております。

個々ですね、全体的に……（小山広明君「据え置きの種類と言うてる。何が据え置きか」と呼ぶ）条例の中身で、それぞれ議案書に書いてる部分で、据え置いた分は据え置いたという形で書いておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔小山広明君「わかってないんや、それが」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。（小山広明君「いやいや議長、言うてないですよ、今何も」と呼ぶ）もう回数制限があるんで、後で原課で聞いてください。ほかに。（小山広明君「そんなんおかしいわ。原課に聞いてくださいて、そんな、それはおかしいですわ」と呼ぶ）制限の5回に入ってますんで。ほかに。（小山広明君「だけど、原課で聞いてくれなんていうことはおかしいでしょう、そんな采配は」と呼ぶ）和気君。（小山広明君「僕が聞いとることに答えないことを原課で聞いてくれて、どこで聞くんですか。そんな采配ないですよ」と呼ぶ）和気君。（小山広明君「原課に聞いてくれてどうということやねん」と呼ぶ）座ってください。和気君。

13番（和気 豊君） 今回の市税賦課徴収条例、これについてはもう既に専決をされて、そしてこれに基づく税の徴収については、いわゆる固定資産税の納付書ですね、その他関係の特別土地保有税等、これについてはもう既に納付書は送付されておりますね。5月20日前後をもって——私と

こには5月21日に届いておりますが、納付書は届いておりますね。ですから、当然今例えば固定資産税については大体とんとんだと、いわゆる増収にもならない、あるいは減収にもならないと、こういうふうな言い方をされたんですが、それは再度お伺いをしたいんですが、正確ですか。

といいますのは、この条例のお示しの部分にはちょっと理解できない部分があるんですが、助役から前段お示しをいただいた6条の7、いわゆる事前修正の問題なんですが、この6条の7については9ページから10ページにわたっておりますから、ここで確かに表は入っているんですよ、表はね。この表については0.4以上のものということで、いわゆる負担調整率が上がる。負担調整率が上がるということは、市民にとっては当然税金が上がる部分ですね。据え置きなり、あるいは引き下げる部分についての表は入っていない。

ところが、文章には、例えば10ページの2項のところ、住宅用地0.8以上のものに対する前項の規定の適用については、同表の表中1.025とあるのは1とする。せっかくここまで書いてくれているのに、その部分の表がないんですよ。その部分の表がないんですよ。それから、その3項ですね。商業地などのところでは、やはり0.6以上のものに対する第1項の規定の適用については、同表の表中1.025とあるのは1とする。この商業地域のやつについては、全く表がないんですよ。

だから、どれがどういうふうになっているのか、負担水準のどの部分が引き上げになり、あるいは据え置きになり、あるいは引き下げになるのか、これではわからんわけですね。

まさに市民の皆さんが、条例まで見られることはないというふうに思うんですが、後になってこの表を、条例を見られて、あ、自分とは何でこないったんやろうかと、一体どのランクに属するんかなと、こういうことを考えられた場合に、条例までめくって見た場合にわからへんわけですよ。

その辺はちょっと提案でも不親切だし、市民にとっては、なおかつこれがそのままこの市税賦課徴収条例の中にうたい込まれますと、何が何だかさっぱりわからんと、こういうことになってしま

うというふうに思うんですよ。その辺は何でこの部分だけの表に限定されたのか、その辺もあわせて、二、三点になりましたけれど、まず第1番目にお示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） お答えいたします。

まず、最初にこの負担調整の表のことに先に入った方がいいと思いますので、入らせていただきます。確かに私も読んで、本人もちょっとわかりづらいような気がしてるんで、わかりづらいことについてはそういう表現だなと思うんですけども、簡単に言いますと、商業地とそれから住宅用地の関係でいきますと、要は乖離部分の大きく……（和気 豊君「まだその中身までは聞いてへんね。僕が聞いたことに対して答弁して」と呼ぶ）商業地の分と住宅用地の分のこの表現の仕方は、この表の部分がこのように変わりますよという書き方になっております。ちょっとわかりづらいとは思いますが、いわゆる乖離部分をなだらかに埋めていくというふうな趣旨で、据え置きとかいうふうな部分につきましては、当然軽減されてというんですか、軽減されておるということでございます。

それから、発送の関係ですけども、これは固定の方では5月の初旬ですね。それから、市民税の方では6月の初旬ということで発送させていただいてます。

それから、あと予測の数値の関係のことなんですけども、固定ベースでは乖離部分の要するにまだ上がる場所の部分もございますので、プラスマイナスでいきますと、とんとんぐらいになるのかなというふうに予測しておるということでございます。先ほど言いましたように、市民税の方では若干下がるというふうな予測をしておるということでございます。

議長（嶋本五男君） 理事者の皆さんに申し上げます。議員の質問に対しては的確な御答弁をひとつお願いします。———中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 負担水準の表で4%以上は1.025上がっていくと。それに対して、この表に対して読みかえとして1とするというの

が条例で明記されてるわけですけども、これは時点修正と言いまして、土地の下落してる大きなところには、従来3年に1回の評価がえでしたんですけども、現在土地が下落してますので、1年1年時点修正を加えます。

時点修正を加えて、その下落率が1年に12.5%上がりますと、いわゆる負担調整率というのが従来は8、7.5、7というようになっていくところを、土地の下落率が高いですと、4.5まで下がりますと税は据え置くということで、これを4以上の場合を1と読みかえて、下落率の高いところについては4.5%以上は据え置くということ、商業地域の場合ですね。そういう形で1と条例上読みかえているわけでございますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどもありましたけれども、私全く今の中身については立ち入ってまだ聞いてないんですよ。表について調整率が高いところ、1以上の調整率のところ、税が高くなる部分については書かれているけれども、据え置き、引き下げのところは表には入っていないでしょうと、これはなぜなんですかと。

この例規集を見ましても、ここの文章、文言で表をかえるという、そのかえる表が私はよう見つけなかった。だから、今回新しくこの表をつくられた場合には、すべてにわたってこの表に載せられた方が、市民にとっては親切なんではないかな。これは表はないですよ、この中には。

だから、一部だけ載せても、うちとこは果たして据え置きになるのか引き下げになるのか、その辺は市民にとってはわからないわけです。条例まで立ち入って見られる方はどうだろうかというふうに思いますが、おられるかどうかわかりませんけれど、そういう方も自分の税にかかわる問題ですから、私はよう見つけなかったんで、あるというふうに言っていたらいいんであれば……。

しかし、やっぱり条例を出してこられる場合は、審議に付する提案ですから、その場合はもうちょっと親切に、この表すべてにわたって作成したものをお出しいただかないと——いやいや、載ってたら載ってたでいいですよ。そやけど、議会で論

議する場合にはそういうふうにしていただかないとね。

それで、先ほどちょっとお伺いしたんですが、泉南市で引き下げになるところは大体何%ぐらいあるのか、据え置きになるところは大体何%になるのか。そして、例えばこの0.4以上のもの、いわゆる負担調整率が1以上になって、實際上税が高くなる場所ですね。いわゆる評価額が極端に下がらないところ、そういうところは実際どれぐらいあるのかですね。

その辺の割合を出していただいて、こうこうこういう割合だから實際上税額としては市民にはそう負担がいかないし、税額としてもそう変動はないんだと、こういうことでお示しいただかないと、変動がない、ないと言われても、その根拠を明らかにしていただかないともう1つよくわからないんで、その辺はひとつ明らかにしていただきたいなど。

それで、既に国会でこの地方税法の改正については論議されているわけです。国会では、ちなみに引き下げは17%、そして据え置きが37%、それから引き上げは46%ということで、引き上げの部分が多いということになってるんですよ。引き上げの部分はね、むしろ。これは衆議院の地方行政委員会へ提出された資料です、2月24日付でね。

だから、とんとんだというのはもう1つよくわからない。そして、ましてや市は5月初めに——私、5月20日と言いましたけども、それ以前に早々とこの専決された条例に基づいて納付書を送っておられるわけでしょう。だから、わからんというようなことはあり得ないと思う。そやから、予算上の当初予算との関係も含めてその辺はお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） お答えいたします。

まず、表の関係ですけども、9ページから11ページの負担水準の表ですけども、実は条例に表を入れましたのは、今回の改正で初めて入れさしていただいたわけです。実際には、今度の税法改正で変更になった分は、据え置きの部分ですね。

要するに、例えば商業地の分の据え置き部分を0.8から0.75に変えていったとか、その据え置きの部分が変わったということで、前の分には表が入ってなかったのが、今回わかりやすいように入れました。さらに文言で変わった部分——当初の分を入れて、今回の税法改正で変わった分を文章で入れたと、こういうことですので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、もう1点、見込みですね。率的にどうなるのかということなんですけど、具体的に何かつかみ切れてないと言いましたのは、実は納付書を発送してからでも、例えば異議の調査依頼とかがございまして、現場調査した結果、現況が変わってあるとか、それから当該年度でいろいろ用途が変わったりとか、建物がなくなったりとか、いろいろありますんで、具体的に細かい数字は出ないということで申し上げたということです。

それから、全体のアップダウンの話ですけども、先ほど和気議員の方から国会での割合のことを申されましたけども、当市で予測いたしておりますのは、ダウン、アップとも二十数%、据え置きで五十数%になるのではないかというふうに予測をいたしております。したがって、ほぼ横ばいではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 余りこれ、池上さんね、あなたこの担当部課におつきになってからわずかの期間ですから、本当に私は論議しにくいんですが、従来は表がなかったわけですから、今回表を出す場合には、全面的にだれが見ても引き下げ部分、据え置き部分、それから引き上げ部分と、この表、二、三行ですやんか。市民に優しい、議会にも論議が十分開陳できるように、こういう表をお出しになって論議が進むようにした方がいいんじゃないかと、まずこういうふうに思います。今後、この点は余り詰めませんけれど、だれが見ても当たり前のことなんで、ひとつよろしく願いをいたします。

問題は、おたくらが今回の法改正については胸張って、いわゆる地価の下落によって引き下げになる部分、すなわち負担水準でいけば新評価額と

課税標準額との割合と言われた。いわゆる課税標準額が分子に来て、新評価額が分母にくると。その分母がむしろ従来の課税標準額よりも下がるから、ほとんどが負担水準は0.6なり8以上になっていくんだ。だから引き下げる部分が多いんだ。すなわち14年には70%になる、こういうところが多いんだと、こういうふうに胸張って言われた。

ところが、今数字を聞きますと、それがむしろ改正の主目的だということで、7条なり6条の7なり6なりを披瀝されて説明された。冒頭、蜷川助役からそういうことの御説明をいただいた。ところが、実際は据え置きが50で、あと引き下げと引き上げはとんとんぐらいと。これは引き下げと引き上げは一体どっちがどうなるのかというのはもう1つよくわからないんですが、冒頭の説明では、当然引き下げの部分の方が多くなってない——私そういうふうに理解するんですが。胸張って言われましたから、市民には決して迷惑かけないんだと。こういうようになりましてけれど、国会で論議あるんですよ、議事録は。この論議の過程で、国会でのこの行政委員会の過程では、むしろやっぱり増収になっていくんだと、引き上げパーセントの方が多いからね。

これはいわゆる地方行政から大体の、概算の見込みを早くからヒアリングをして、こういうことの提出を求めているんだ。それによりますと、こうなってる。こんなもん国会で地元のそういう動向を無視して、こんな数字出せませんよ。市町村の動向を十分に酌み上げてこういう数字を発表してるわけです。経過の中に書いてるんです、この委員会の議事録の中に。だから、泉南市も早々と5月の初めにそういう納付書を既に送っているわけですから、今になってそのパーセントがわからんとか額が定かではないというようなことでは、これはわかりませんよ。

それから、もう1つは、あなた、ことしは12年ですから、確かに3年に一度の縦覧に基づく異議申請ができる期間ですよ。異議申請の期間というのは極めて限定されてるでしょう。3月20日から4月20日ぐらいでしょう。そういう異議申請がすべて完了して、問題ないということで納付

書を送られるわけでしょう。固定資産評価審査委員、異議申請がかかっている部分、これがあっても、しかし市の見解の納付書、市の判断の納付書はやっぱり送られてるわけです。その納付書に基づいて一体どうなってるのか、予算との兼ね合いでどうなってるのかと私は聞いているわけです。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） お答えいたします。

先ほどの具体の数字の中で異議申請云々という話なんですけども、全体のことでは、いわゆる不服審査、審査委員会の申し立ての分につきましては、ついこの間で終わりましたが、その部分だけじゃなくて、当該年度におけるいわゆる経年変化等で修正等ございますので、具体の数字はなかなか出づらいいということで申し上げたということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、上がる、下がるの話なんですけども、アップもあるということは冒頭にも何回も議論しては、いわゆる評価額と課税標準額との乖離が一番大きかったというのが平成6年でございます。そのときに、その乖離を埋めるためになだらかに上げていくということで課税標準額を毎年毎年ずっとやっております。

最終的には、現在平成12年では土地の下落傾向がございますので、負担調整措置等を取りまして、ほぼ近い数字になってきておると。ただ、乖離の多かった部分につきましては、まだ上がっているところもございますので、いわゆるアップになるところもあるということでございます。

率的には先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけども、固定資産の調定ベースでの予測でございますけども、12年度と11年度との差でいきますと約7,000万ぐらいのアップになると予測をしております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） やはりパーセンテージに基づくこれに比例して、国会の資料等にありまうように、引き上げ部分の方がかなり大きくなると。しこうして、当然7,000万ぐらいの増収になる

と、こういうことが明らかになりました。

土地が基本的にはどんどん下落をしてきている。特に、それが商業地域や住宅地域にとって甚だしい。にもかかわらず、7,000万の増収になると。当初胸を張って80%を70%にしていって、むしろ税金を引き下げていくんだ、こういうふうなことを最初基調報告として助役からされました。しかし、ずっと詰めて聞いてまいりますと、そうではなくて、むしろ市にとっては増収、市民にとっては負担が大きくなると、こういうことが明らかになってまいりました。

いろいろ調整率のやりくり、難しいあやちについては私一言も聞いておりませんから、その点については、税ですべてを統括されておられます中田参与の方から、ひとつもう一度今のことについて再度裏づけも含めてお示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 税収につきましては、特に土地の固定資産税、これは現状ではまだまだ評価と標準額の乖離が大きいですので、上昇する部分、いわゆる納税者の負担される部分がふえていく部分が多いかと思っております。しかしながら、それも1つは上限を80から今度の改正で70に下げるといって、その負担の納税者を少なくするというのも、土地の下落によって税の増、重税感を少しでも緩和していくというのが今回の本来の改正の趣旨でございます。

今後、税はなだらかに——総体的な土地の税収は伸びていきますけれども、大きく下落したところについては税を抑えていくというのが、税の今後の見通しでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。5回目でございますから。

13番（和気 豊君） はい、もうまとめます。私も党の立場としては、基本的には固定資産税というのは、それによって利益を生み出さない土地、もちろん宅地もそうでありますし、それから中小商工業者の皆さんの土地なんていうのは、今はむしろ持っていることが苦痛になると、こういうふうな不況下の反映で大変な状況になっている。

その土地を有効活用されて大変な利益を生み出しているような一部大企業は除いて、ほとんどが

土地を持っていることが負担になっているような今の社会情勢であります。そういう点では、極めてこの固定資産税、税については住民の感情、立場に立ってシビアに課税をされていく、当たり前のことです。

今、登壇の部分で胸を張って言われたことと、実際論議が尽くされてくる中で、むしろ負担増になっていく。利益を生み出さない土地について、大企業の土地なんていうのはほとんどありませんから、泉南では、ほとんどが中小商工業者の皆さんの土地、それから宅地、こういうことになっていくわけですから、その部分のいわゆる負担増、これはますます地域の商業活動にマイナスの面を持ち出してくると、こういうことも明らかだろうというふうに思います。

そういう点で、私どもは既に専決をされておられるこの報告第1号については、残念ながら納得ができないと、こういうことで意見を申し上げて、私の質疑を終わります。

議長（嶋本五男君） 池上課税課長。（和気 豊君「もういいですよ。意見言うて、質問してないよ」と呼ぶ）

総務部課税課長（池上安夫君） 失礼します。先ほどの御答弁でちょっと数字の方で間違いがございまして、慌てて計算しましたんであれなんですけど、先ほどアップと言いましたのは、11と10年との差の分を計算いたしておりまして、今年度、12と11の調定額ベースで計算いたしますと、下がっております。約1億3,000万ほどの下がりという形になります、比較しましてね。12年度と11年度を比較して、いわゆる固定資産の方で約1億3,000万ほど下がるということで訂正願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 簡単に。和気君。

13番（和気 豊君） もう質問いたしません。ちょっと前提が狂ってきたからえらい誤算で……私もそこまで突っ込んで——原課を信用しておりますから、その前提に意見を出したわけですけど、今そういう数字の違いなんかも明らかになりましたので、議長、ちょっとお取り計らいをお願いしたいんですが、今の数字とそれに基づく裏づけになるものについて、資料を後で全体にお出し

いただくということをお願いして、それでよければ私も質問を終わります。

議長（嶋本五男君） 後で資料を配付さします。ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） ただいま提案されました報告第1号に反対の立場で討論いたします。

私たちの社会は民主主義社会と言われておるわけですから、手続が何よりも重要であることは言を待ちません。つまり3月31日に法律が制定され、4月1日から執行するというこんな法律の決め方そのことが地方自治体を無視しておるものであると言わざるを得ません。

当然、景気が悪くなって土地の評価が下がっておるわけでありまして、今も最後に訂正されましたけれども、1億3,000万円の減収になるという報告がなされましたけれども、今の情勢を考えればこの額が適当なのかどうかは、そういう点からも疑問であります。

しかし、どんなすばらしいこともやはりきちっとした民主主義的な手続の中で決められることを抜きにして、いいことだから議論しなくてもいいという、そういうことには当然ならないわけでありまして、こういう提案の仕方には全く賛成できないわけでありまして。

そして、質疑の中でも十分な議論が深まるのが私にとってはなかったわけでありまして、こういう専決でありますし、問題の多い条例でありますから、十分議論の場を保障していただきたいという希望を申し上げまして、この議案に反対をさせていただきますと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——和気君。

13番（和気 豊君） 専決をされ、ただいま報告1号、報告2号として出されております泉南市賦課徴収条例並びに泉南市都市計画税賦課徴収条例の2点にわたって反対の立場から討論をさせていただきます。

数字が論議の中でかなり変わってまいりました。私は途中で行政から提示された数字をもとに反対の意見を出したわけでありまして、しかし最終的

にそれは修正されました。しかし、全体で見ればやはりアップになる部分もあるということであり
ます。

今、土地が下落しているこういう社会情勢、そして経済的に大変な状態の中で、土地に係る税が引き上げられる。これは住民感情からいっても納得ができない点であります。全く今回引き上がらないと、こういうことであればまだしも、50%は据え置き、そして引き上げ、引き下げ両方であと残り50%、その中には当然引き上げ部分も入っているはずであります。数字は定かにされませんでした。後で資料をお願いしておりますが、その中にも入り込んでいるということは明らかであります。住民感情、そして今の経済情勢の中で、引き上げになる部分があるということは到底認めることはできません。都市計画税においても同じであります。

以上をもって反対の討論とさせていただきます。
議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号から報告第2号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、報告第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、報告第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、報告第3号 専決処分の承認を求めるとして（泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読させます。
議会議務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第3号、専決処分の承認を求めるとして、泉南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

専決の理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令がそれぞれ平成12年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことにより所要の措置を講じる必要から、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

改正された部分につきまして御説明を申し上げます。議案書39ページをお開き願います。

泉南市固定資産評価審査委員会条例第8条第4項中、「関係者」の次に「（審査申出人及び市長を除く。）」を加え、第10条第1項中、「前2条」を「前3条」に改めたものでございます。

甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） ただいま提案された第8条第4項中、関係者の次に審査申出人及び市長を除くと、こうあったんですが、これはちょっと全文を御紹介いただいて、従前従後といいますが、従来はどうあったのが従後はどうなったのか、この部分だけではちょっと理解に苦しみますので、その全文をお示しいただいて、それでなぜ今回の改正が、いわゆる上位法との関係もありますから、上位法がどうなり、そしてそれを受けて市ではこうなると。

最近固定資産税にかかわっての異議申請が非常に多い、審査請求が非常に多い。こういうこともありまして、このことが果たして審査申出人、審査請求人にとって不利になるのか不利にならないのか、その辺私よくわかりませんので、その1点だけでお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 南総務部参事。
総務部参事（南 省市君） ただいまの和気議員の御質問にお答えさせていただきます。

全文ということでございましたので、第8条、口頭審理という条項ですけども、そのうちの第4項、改正前の条文でございますが、委員会は関係者に対し、口頭による証言にかえて口述書の提出を求めることができる、の条項のうちの関係者の次に、今回提案さしていただいております文言が追加されたということでございます。

それから、不利になるかどうかということでございますが、今回の改正は、前回、ことしの1月1日施行されております改正後に新たに改正されたものでございますが、今回の分で申出人さんが審査申し出をされた場合、まず書面での審理ということが基本になりました。出てきた中で書面審理をしますが、その中で申出人さんに口頭陳述の機会を与えるということで、委員会としましては申出人さんの意見を十分聞く機会を設けております。

それから、課税庁に対しては、その申し出に関する答弁書の提出を求めています。それを申出人さんに一部お渡ししまして、それに対する反論書をいただくようになっております。それで、文書でのやりとりをした上で委員会と申出人さんとで口頭での陳述、申出人さんの意見を十分聞く機会をつくっておりますので、今回の改正等では申出人さんに対しては十分意見を述べる機会、場所を設けておりますので、不利にはならないと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、全文をお読みいただいたんですが、この8条4項、委員会は関係者に対しということで、従来は、関係者の中には審査請求人、審査申出人や市長が入ってあったと。今回は除外されたわけですから、ここの部分はこの二者については、いわゆる審査請求人、市長については、口頭による証言にかえて口述書の提出を求めることができるということからは除外されるわけですね。できなくなるわけですね。そういうふうに解釈していいですね。

確かに、このうちの条例でいえば、書面審理の部分はあります。しかし、口頭審理の部分もあるわけですね。そして、口頭審理の部分で口頭審理にかえてなおかつ書面で口述書、陳述書でいわゆる意見を述べることができた。ところが、今回はこれができなくなるわけで、さきのところで保障されると言われればそれまでなんですが、ここの部分でもなおかつ再度書面であるということが保障されているわけですね。

例えば、聾啞の方なんかは口述書でないと、とどのつまり、最後までやりとりできないわけでしょう、文書でないと。こういう方に対する不利益は、どうなるのかですね。それから、例えば農地をお持ちの方とか、あるいは八百屋をしてはるようなその辺の小売店舗の皆さん、やっぱりどちらかという口頭で物を言うというのは苦手な方なんかもおられると思うんですね。

そういう方にとっても口述書でその口頭の不利を補うように文書でやると、最後まで文書で自分の意思を明らかにしていくと、こういう機会がこれでなくなってしまうということにならないのかという危惧は、やっぱり今説明を聞いた上でもするわけですね。不利益にならないというふうに断言されたんですが、この点是不利益になるとはお考えになりませんか。

議長（嶋本五男君） 南総務部参事。

総務部参事（南 省市君） 再度その不利益等につきましてお答えさせていただきます。

その前にえらい言葉の間違いがございました。答弁書というお答えをさしていただいたんですけど、弁明書の間違いです。訂正をお願いしたいと思います。

言葉でできない方とかいう部分の件ですけども、この部分にそういう方々がもし提出された場合、委員会、委員長判断として文書、口頭にかかわるということで、委員会としての判断は可能だと事務局サイドでは考えておりますので、よろしく願います。

〔和気 豊君「見解を聞いているんじゃないくて、なぜそうなるのかと聞いている」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 和気さん、済みませんけど、質問の内容が余りわかってないようなので、もう

一度これは別の意味で質問してあげてください。
和気君。

13番(和気 豊君) 従前は当然口頭にかえて陳述書、口述書——用語ですから正確に言いますが、口述書で、書面でそれにかえることができた。ところが、今回はこのことによって審査申出人はそういう機会がなくなったわけですから、除外されたわけですから、そういうことになれば、やっぱり聾啞の方とか、あるいはそういうしゃべる機会、口述する機会がなかなかない方については、やはり書面で最後まで物が言えると、こういう保障をつくり上げておくべきではないだろうか、こういうことを言ったんと、それで例えば法律ではもっと悪くなってるんですよ、法律では、法改正の部分ではね。特別の事情がある場合を除き、口頭審理の手続によらなければならない。口頭審理によらねばならなかったんです。ところが、今回はここにも明らかのように、口頭審査を求めることができるというふうになってる。今までは義務規定だった、ねばならなかった。今回はできると、やるやらんは審査委員会の裁量の属するところだというふうになってるんですね。

それに加えて、さらに口頭の部分、いわゆる口述書、書面の部分が加味されてたのがそれもなくなくなったということで、法を受け、準則では——これは準則が来てますよね、こういうふうにやりなさいというひな型が来てますよね、国から。実際にやる、一番末端で実際に携わる審査委員会には、ここまで二重に問題があるような中身になってきていると。審査申出人には不利益を免れないような条項になっていると、私はそういうふうに思って質問しているわけです。あわせてお答えいただきたいと思います。

〔林 治君「議事進行で」と呼ぶ〕

議長(嶋本五男君) 林君。

22番(林 治君) しかるべき人がまとまったものをきちっと答弁されるというふうにした方がいいんじゃないですか。でないと、担当の職員さんにお任せというような格好ですと、問題が起こるんじゃないですか。

議長(嶋本五男君) 午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 4分 再開

議長(嶋本五男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第3号について質疑を続行いたしますが、先ほどの質疑に対する理事者の答弁を求めます。

中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 午前中の和気議員さんの御質問に、的確な答弁に欠けまして大変貴重な時間をいただきまして、本当に申しわけございませんでした。

いわゆる言葉の障害のある方、そういった方に対する委員会の意見陳述とか、また口頭審理の際にどういう措置をとられるのかという御質問であったかと思しますので、答弁させていただきます。

そういったことで、障害者の方に対しましては、不利にならないようにしかるべき人を配置して、意見が十分反映されるような措置をとってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(嶋本五男君) 和気君。

13番(和気 豊君) 私は、非常に納得できる答弁だというふうに思います。

そこで、それを前提にしてお聞きをしたいというふうに思うんですが、これは準則にはそういうことにはなっていないわけですよね。今回は準則どおりですよね。だから、市としての特別な、介護保険でも9条2項が挿入されましたように、特別な取り扱いと、そういう不利益を持たれる弱者の方の立場に立って、市が非常に柔軟な取り扱いを準則にはないけれどもやっていきたいと、こういうふうに承っていいわけですね。

議長(嶋本五男君) 中田総務部参与。

総務部参与(中田正純君) 固定資産の不服審査の申し出の件でございますので、そういった障害者の方とか一定のハンディを背負ってるという方については、固定資産の減免措置もございますし、その法に照らし合わせてそういう措置をして、また申し出の際は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、そういう人が反映できるように意見を聞いて、委員会を通じて弁明書というんですか、決定を行っていききたいと、かように考えているところ

ですので、よろしく願います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） それはわかってるんですよ。だから、それを前提にして市の独自施策としてそういう柔軟な対応をされるんですね。この1点だけなんですよ。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 御質問の趣旨ですが、この委員会は固定資産の評価が高いかという異議を申し立てる審議会でございますので、その点については、市と第三者の方が直接固定資産が高い、低いということを審議する場でございますので、直接日ごろの固定資産の税額とかそれに反映されるものはないと考えております。

なお、それが決定した場合は、現地調査を行いまして、そういう申出人の言い分で高いと判断されるならば、そういった形で我々行政としてはそれに従っていくということでございますので、よろしく願います。

議長（嶋本五男君） 和気君。回数がふえておりますので、よろしく願います。

13番（和気 豊君） それじゃ、もう私やりません。議長、注意してください。今のやりとりで私が聞いていることに答えてるかどうか、議長が判断していただいて、御指摘いただきたいと思いません。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 議員おっしゃるとおりで、条例に沿って審議してまいりたいと考えております。

〔北出寧啓君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今、和気議員が議論されていることの基本条例がここと違いますよね。これが平成7年ですか。ここに入ってるのが土台になってないんで、今使われてるのが去年の12月かに変更された分、平成12年の1月かに変更されたもんだと思うんで、その資料がないとちょっと我々正確を期せないということをひとつ申し上げておきたい。できたら資料配付していただきたいということと、やっぱり質疑応答は正確にやっていただきたい。

それと、もう1つ、さっき専決事項に関して、専決事項だから反対するというふうなことは議会の手続の問題なんで、それは反対理由にならないと思います。市長は答弁されましたけれども、専決事項に対して今手続論でこの議会で論議するんじゃないくて、それがあつたら議会運営委員会とかそういう運営の問題で、そこで協議したらいいかと思うので、その辺議長の御配慮をよろしく願います。

議長（嶋本五男君） それは前の件のことを言うてるんですね。意見でありますので、わかりました。それに対しまして議事進行は起こってこないと思います。（小山広明君「議事進行に異議あり」と呼ぶ）議事進行に異議というような、それは認められませんよ。議事進行でそんな意見言われたら、それは問題やで。議事の進行に問題があるというけどね……議長はそれを受けてやっておりませんので、わかっておりますので、全部。（小山広明君「議長、これ取り消してくださいよ。何で議事進行でそんな人の意見に対して意見言うの。それならこれからできるの、これ全部」と呼ぶ）だから、取り上げてません。（小山広明君「いや、それはまずいから取り消しますとか、何か措置してくださいよ」と呼ぶ）いやいやそれは……。（小山広明君「そんなんおかしいよ。意見を言うて、人のやったことに対して……」と呼ぶ）手を挙げて。議事進行でも何でもありませんから。それに当てる必要はありませんので。（小山広明君「じゃ議事進行、議長」と呼ぶ）和気君。（小山広明君「議事進行。議長、議事進行」と呼ぶ）小山君。

2番（小山広明君） 今、北出議員から議事進行の中で、専決があるから、おかしいから反対したのはおかしいと、そういう意見を言う議事進行はおかしいと思うんですね。それはおかしいので、取り消していただきたいと思つています。それであれば意見はありますけど、そんなんこは意見を言う場でないから、そういうもう済んで終わったことは、そのときに言うんだつたらいいですよ。だけど、今そんな議事進行でそんな意見を言つて、人の意見に対して違う意見を言つたらおかしいと思つていますので、取り消していただきたい

と思います。

議長（嶋本五男君） 私は取り上げておりませんので、問題ありません。和気君。

13番（和気 豊君） まだ私、同じことを議長、言うてるんですが、もう質問するの嫌なんですよ。いわゆる準則にはないことを言われたんで、それは市の独自判断ですね、柔軟な判断ですねと、その中身はいいんですよ。だから、それを市が独自に判断して、そういう弱者の立場に立って善政されると、こういうことなんですと、こういうことだけ聞いたんですよ。はいかノーだけしかないんですよ。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 和気議員の再度の質問にお答え申し上げます。

今般、お示ししているものが準則どおりになっておって、特別扱いについてはどうなのかという御質問でございますが、市の判断でそういう弱者がお見えになった場合については柔軟に対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、北出議員の御質問でございますが…

議長（嶋本五男君） 質問じゃない、それは答えてよろしい。（和気 豊君「もうええよ、それは質問と違う」と呼ぶ）

助役（蜷川善夫君） 失礼しました。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 私も北出議員が議事進行の中で言った部分はちょっと言おうと思ったんですが、調べておるんですけど、対応する条文がないので、後で聞けば議会の中で改正をしようということですので、できましたらそれを出していただきたいのが1つあります。

それから、この関係者の次に申請申出人及び市長を除くということが入った理由について御説明をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 資料はただいますぐに取り寄せるようにしています。中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 申出人及び市長を除くということでございますけども、これはいわゆる審査不服の申し出が来ますと、私どもの方では

弁明書というのを申出人に送ります。そして、それに対して反論書というのが来るわけですけども、その中で、市としての弁明書の中で言い分が明記されておりますので、そういったことで、意見陳述に移る前にそういう形で文書的には回答が出てくるということで、申出人及び市長は除くということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、従来は関係人という表現になってますね、そこにつけるとい……。従来はこれを含んでおったけども、今回除いたというのか、従来も前には書面審査という中で、市長に対して審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて弁明書を求めることとすると。これは従来はありますね。

従来それがあつた上で、私が持っている条文では6条ですけども、6条で市長がそういう答弁書を求めることができると、こうなっておって、7条では関係人だけ書いてある。そこが今度関係人をわざわざ市長とか直接の申出人を除くとなると、その人たちの権利がそれで今回の条例改正で弱まったというんかなくなったと、こういうことでは全くないと、こう解釈していいんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 関係人と申しますと、ここの条項の関係人は審査の申出人ではなくして、話の中で正確を期すために、価格を決めるのに不動産鑑定士とか、また団体でしたら審査申出人の代理人という方ができるわけでございますので、そういった形の方を関係者と呼んでいるわけでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうじゃないんです。私は、従来関係者とだけあつたから、そこに関係者の中身についてはないから、すべて網羅されるのかなと思うんですね。今回、わざわざいわゆる申出人と市長を除くと、こう入れたわけですから、従来条例で要するに6条の方では市長に対しても申出人に対してもちゃんと弁明も求めることができると書いてありますわね。

書いてあつた上になおこちらで関係者と書いて

あったから、従来はその関係者の中に市長及び申立人が入っておったけれども、今回のこの改正によって除くということになったのか、従来から関係者と書いてあるけど、前に6条にそういうことも書いてあるから、関係者の中には市長なり申出人が入っていないということであって、それを明確にただけであって、何ら従来とその2つの関係者については一切権利が弱まったことではないと、こういう理解でいいのかということだけ聞いとるんですが、そうですとか、そうでないとかだけで結構です。関係の測量士とか何とか司法書士とか、そういうことを聞いてないんですから、よろしくお願いします。

議長（嶋本五男君） 南総務部参事。

総務部参事（南 省市君） 議員のお尋ねの件でございますが、従前より弱まったとかそういう分では一切ございません。議員の解釈のとおりでございます。

議長（嶋本五男君） ほかにございませんか。——資料が来るまで暫時休憩いたします。

午後1時20分 休憩

午後1時21分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと求めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと求めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに

内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて、泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

専決理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が平成12年3月31日にそれぞれ施行されたことに伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正する必要から専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書45ページをお願いいたします。

条例改正の内容につきましては、介護保険創設により現行国保税医療保険部分に介護保険部分加わることによる介護保険部分に対する限度額の設定でございます。

第2条の課税額につきましては、現行国保税の医療保険部分に介護保険部分の上乗せとなることにより、医療保険部分の限度額と介護保険部分の限度額をそれぞれ別個に規定する改正でございます。現行の医療保険部分に係る限度額は、現行額46万円を据え置き、新たに介護保険部分に係る限度額を7万円に設定する改正でございます。

第13条の改正につきましては、低所得者に対する保険税の政令軽減の減額関連規定でございまして、政令軽減の対象に対する限度額の規定でございます。政令軽減の対象者であっても、応益部分の政令軽減後の額と応能部分の所得割額と資産割額の合計額が医療保険部分で46万円を超えた場合は46万円を限度額とし、介護保険部分につきましても、7万円を超えた場合は7万円をそれぞれ限度額とする規定の改正でございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） 国民健康保険は税——保険料にしとるところもあるようですが、泉南市の場合には税ですね。介護保険というのは税ではなしに保険料という、こういう性格の違うものが2つ一緒になるわけなんです、この対応につ

いて、税と料についてはいろいろ対応ができるものできないものがあるということが言われておるんですが、この辺の整理は、一緒にすることによって運用について何か矛盾なりそういうことがあるのか、あればどういようにして対応するのか、そこを御説明いただきたい。

それから、現在46万というのも、そのライン上の方は大変しんどい。それ以上収入がどれだけあっても46万ですから、収入が多くなればなるほど比率的には負担感覚が薄くなる部分を持つと思うんですが、そういう点での国民健康保険の滞納の問題も含めて、この7万円を上乗せして、現実に払う方はプラスですから53万円ということが負担になってくるんですね。

そういう点での国民健康保険に与える徴収率の問題について、どのような懸念をされるのか、考えとることがあれば、御説明をいただきたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 失礼します。小山議員の御質問の1点目の料と税の関係について御説明します。

税については2号被保険者、国民健康保険に対する40歳から64歳の方でございます。65歳になれば、料の方に移行します。制度そのものが別でございますので、その点において矛盾点というはございません。

それと、介護保険導入に伴って収納率の関係で御指摘を受けてます。当然、負担増になるという形で収納率の低下を来す懸念も考えております。そのことについて、我々も現在でも収納対策については強化しているところでございますが、さらに介護保険導入に伴う負担増となる分、これは軽減措置も含めて政令軽減も当然行えることになってますが、できるだけ制度の趣旨を理解してもらう中で、滞納につながらないような形で周知していきたいと思ひてます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） ということは、介護保険は保険料という大きい構造にあるんですけども、集金に対しては40歳から64歳の方が納める扱

は税と、こういう扱いになるんですか。

それから、天引きされる方は、ある意味で徴収には大きな苦勞はないかもわかりませんが、自主申告されとる方もかなりおると思うんですね、40歳からの方でね。その自主申告の方についてはどれぐらいの量がおって、そこは大変だと思ひますね、徴収するのは。その自主申告の方は大体どれぐらい比率的にあるのか、それはどれぐらいの徴収率と見ておるのか、それについて対策があれば御説明をいただきたいと思ひますし、それから介護保険料だけ払いたいと、健康保険はよう46万も払えんという、そういう選択がまずできないわけでしょう。

そうすると、相乗効果で逆に徴収率がどんどん落ちてくるんじゃないかな。分ければ7万円の方は払いますけども、財政しんどいからね、46万はちょっと待ってよと、分割払いとかいろいろそういう事務もあると思うんですが、そういう点で相乗効果的に大変徴収率に影響を合算することで与えるんじゃないかなと思ひますので、そういうことについての対応で、具体的なこういう場合にはこうするんだというようなことがあれば、御説明をいただきたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） まず、1点目の自主申告の関係について御説明をします。

国民健康保険税については、これは全部普通徴収ということになっておりますので、当然市民税の申告においても自主申告という形の中で所得割がかかっております。

あと、収納の関係でございますね。収納の関係については、先ほども御説明しましたように、確かに収納率が低下することは懸念しております。

それと、介護部分と医療部分を別々に支払いたいというような申し出があるという御意見だったと思ひますけど、あくまでもこれは国保税として医療部分、介護部分を一体徴収するものでございますので、そういうことはございません。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、答えはないんですが、やっぱり徴収率がこの状況からいうとか

なり悪くなるんじゃないかなと。現在でも国保を滞納していらっしゃる方があるわね。当然、滞納しとる方は前の分からもらうんでしょ、もちろんね。ことしの分を払うと、去年の分は待ってやというわけにいかんわけでしょう。

そういう場合に、ことしからですね、7万円のこの分が適用されるのは、それは一体具体的にはどのような対応をするんですかね。そこをちょっと答えてないんでね。徴収率が悪くなるよというのは聞いたんだけど、悪くなるのであれば、対応、対策もしとかないかんと思うんですが、そういう具体的な問題が出てくるんじゃないでしょうか。国保というのはかなり滞納あるでしょう。そこで、そういう先ほど言ったような問題についてはどう対応されるんですか。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（島原功明君） お答えいたします。

当然、滞納につながる部分については、納税相談をそれぞれ私ども窓口でも強化する形をとっております。今後、それ以上の形で相談回数をふやすなり、御意見を聞いていきたいと思っております。

それと、収納対策としてまず戸別訪問、いろんな形、電話相談を含めた中で強化をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。
2番（小山広明君） 具体的な答弁がないんで、もうこれ以上しませんけども、やはりそういう今私が指摘したような具体的な事例が考えられるわけなんで、そういう場合にどうするのか。ただ、相談窓口をふやすとか戸別訪問するだけでは解消できない。全然構造的に別なものを一緒にしとるわけですからね。

そういう点ではもう少し具体的なものを示していただいて、そのことにはこうするんだというようなことを議会にも市民にも示してもらいたいと思うんですね。今言ったような滞納がたくさんある場合に、ことしから7万円が加算されるわけですから、そういう場合での集金はこうするんだと。

方法がなければいけないで、やっぱり国なり府なりにそういう意見も上げないといかんだらうし、こ

の制度は一緒にしたことによってかなり無理が生じてくるんじゃないかなと思うんで、もう少し具体的なことを、ただ努力するとかふやすとかいうだけじゃなしに、議会にも市民にも早く示していただきたいと要望して、終わっときます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

議案書47ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成11年度実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴いまして、起債の限度額に変更が生じたもの及び決算見込みによる経費執行残の減額など歳入歳出予算についての補正措置を専決処分したものでございます。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

議案書 49 ページでございます。

まず、歳入歳出からそれぞれ 1 億 9,759 万 5,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 215 億 7,696 万円とするものでございます。

歳出の主なものについて簡単に御説明申し上げます。恐れ入りますが、70 ページをお願いいたします。

一番上の段、財産管理費の公有財産購入費 456 万円の減額でございますが、これは当初取得予定でありました海営宮池堤体敷の境界確定が年度内にできなかったことにより減額するものでございます。

次に、73 ページをお願いいたします。災害救助費の扶助費 738 万円の減額でございますが、これは災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、自然災害による被害者等に対し支給される弔慰金や見舞金について、当年度は該当者がなかったため減額するものでございます。

次に、77 ページの水路改修事業費の工事請負費 2,100 万円の減額でございます。これは当初予定しておりました狐池用水路改修事業が五ヶ池郷水利組合の直接事業に計画変更されたこと等により不用額となったため、減額するものでございます。

次に、81 ページをお開き願います。新家駅宮線改良事業の工事請負費 1 億 1,234 万円の減額でございます。これは事業区間での借地同意が年度内にやられなかったことにより、当初予定どおりの事業着手が不可能となったため、減額するものでございます。

次に、83 ページの都市計画総務費の積立金 3,578 万 5,000 円でございますが、これは財団法人泉州都市環境創造センター寄附金を初め緑化事業給付金等を緑化基金に積み立てるため補正するものでございます。

次に、83 ページ下段から 84 ページ上段にかけての公共下水道費の繰出金 7,284 万 3,000 円でございますが、これは下水道事業特別会計の事業確定に伴う繰出金でございます。

次に、同ページの砂川榎井線新設事業費の補償補てん及び賠償金 3,487 万円の減額でございますが、これは大型工場の移転補償が当初見込みよ

り少なかったため減額するものでございます。

次に、88 ページの下段から 89 ページの上段にかけての留守家庭児童会費の賃金 119 万 4,000 円の減額でございますが、これは留守家庭児童会のレクリエーション事業を時間内で対応したこと等に伴い、指導員賃金が減少したため、減額するものでございます。

次に、89 ページの公債費の償還金利息及び割引料の 554 万 2,000 円の減額でございますが、これは計画的な資金運用に努めた結果、一時借入金利息の減少によるものでございます。

次に、同ページの公共施設整備基金費の積立金 9,128 万 7,000 円の減額でございますが、これは当初見込みより当該年度の事業費の縮小などにより公共事業整備負担金が減少したため、減額するものでございます。

なお、地方債の追加及び変更につきましては 57 ページから 59 ページに、また歳入の明細につきましては 61 ページから 67 ページにかけて記載しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———

2 番（小山広明君） 質疑をしようと思ったんですが、質疑ができなくなりまして、討論の中でも質疑で関心のあるところを申し述べたいと思います。できれば行政の方と議論をして中身を深めたいと思ったんですが、残念であります。

実は、この補正予算で歳入の方で議論したいと思ったんですが、航空機燃料譲与税が 732 万減額になっておりますし、それからゴルフ場関係の交付金も 1,500 万、また自動車取得税交付金も減額になっております。景気が左右したものだと思えますけれども、こういう中で、歳出においても減額が大変多い。単に財政難の中で口々に言われております、お金がないからということで、せっかく予算化してあるものも使われないような状

況も私には感じられるわけでありませぬ。

そういう中で、住宅費の中での減額があるわけでありませぬが、この本会議場でもたびたび議論をされておりますように、市の公営住宅といひますか市営住宅の老朽化は、大変激しいものがあるわけでありませぬ。しかし、それを減額をして残すということは、予算執行上も大変問題ではないかと思ひます。

そういう点についても十分議論をしたいと思つておつたわけでありませぬが、できませんでした。私は、議会は議論するところでありませぬから、十分に質疑の余裕を与えて質疑を打ち切つていただければなと思つておつたんですが、こういう場でそういうことを指摘せざるを得ないのは大変残念でありませぬ。

そういう意味で、私は全く質疑をしておりませぬので、この案件については賛成することができません。よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よつて報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11、報告第6号 専決処分の承認を求めらるゝについて（平成11年度大阪府泉南市道光寺池財産区会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めらるゝについて、平成11年度大阪府泉南市道光寺池財産区会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案書の99ページをお願ひいたします。

道光寺池財産区会計につきましては、当初予算

で歳入として預金利子1,000円を計上し、52万9,000円の予算編成を行い、歳入歳出予算を定めましたが、平成11年度において道光寺池改修事業に地元公共事業補助金として全額執行するため、道光寺池財産区が消滅することに伴ひ、歳入予算において預金利子が当初見込み額より1,000円多くなり53万円となるため、歳入歳出においてそれぞれ補正する必要が生じたためでございます。

よろしく御承認賜りますようお願ひを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（嶋本五男君） ただいま議長の宣告に対し、御異議がございますので、採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よつて報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、報告第7号 専決処分の承認を求めらるゝについて（平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第7号、専決処分の承認を求めらるゝについて、平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

105ページをお開き願ひます。

本予算につきまして変更を加える必要が生じたため補正予算を調製し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、平成11年度実施事業に充当される起債が融通決定されたことによる起債限度額の変更、決算見込み額の決定に伴う歳入歳出予算の減額補正措置及び平成11年度実施の下水道建設事業の繰り越しが確定したことにより繰越明許費を専決処分したものでございます。

107ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ9,229万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ32億1,041万8,000円とするものでございます。

109ページをお開き願います。歳入の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。分担金及び負担金4,320万3,000円の減額でございますが、これは受益者負担金の減額でございます。

次に、一番下の段、市債の1億4,710万円の減額でございますが、これは下水道事業債の確定による減額でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。110ページをお願いいたします。

総務管理費は、南大阪湾岸南部流域下水道組合維持管理負担金等の執行額確定により3,457万9,000円の減額でございます。また、下水道建設費につきましては、府施行の流域下水道建設事業分担金等の精算により4,739万4,000円の減額となります。

次に、公債費でございますが、当初予定しておりました発行利率が昨今の金利情勢により低金利で発行したことによりまして、1,031万9,000円の減額となったものでございます。

議案書の111ページの第2表、繰越明許費につきましては、1億188万6,000円となっております。

また、議案書の112ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほど御説明いたしました下水道事業債の確定により限度額を1億4,710

万円減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） これも下水道の11年度のも最終分だと思っておりますが、この使用料というのは、特別会計ですから独立採算的にこれが運営されていくということですが、この使用料がこういう率というのは一体どのように今後考えておられるのか。これぐらいしかないのは、いわゆる俗に言う調整額ですか、それに対して1億1,500万というこの金額はどういう比率なのかですね。将来これで十分会計がやっていけるのか、見直しをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、いつもこの年率10%以内という数字が掲げられるんですが、明らかに今の金利状態とはかけ離れた数字なんで、議会がここまでいいですよと認めるわけですから、ある意味でこれぐらい払っても文句を言えないという数字なんで、もう少し現実に合った数字を載せるべきではないかなと、いつもこれが出るたびに思うんですが、その辺はどういう根拠でこの10%というものを示しておるのかですね。これは現状に合わせられないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、この下水道の方で、公共施設のつなぎ込みの問題がずっと議論されとるんですが、その後のつなぎ込みの状況を御報告いただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 佐野下水道部長。

下水道部長（佐野芳男君） 御質問の使用料及び手数料の関係でございますけれども、これは今回補正額ということで915万4,000円となっているわけですが、これにつきましては、現況一丘団地及びみずほタウンというような中で、かなり接続ができたというような形で増額になったということで、当初の見込み額よりもかなり上回った収入となったわけでございます。

それから、つなぎ込みの状況なんですけれども、これはどちらかといいますと、やはり全体的な予

算の中で我々としても積極的な公共下水道の面整備を行っているわけですが、状況等によりまして、すぐに接続していただける方もあるわけですが、新築してかなり年数も……（小山広明君「公共施設だけしか聞いてない」と呼ぶ）ちょっともう一度その辺……（小山広明君「公共施設のつなぎ込み状況」と呼ぶ）ちょっとお待ちください。

我々といたしましても、公共施設の取り込みにつきましては、できるだけそばに下水道が通っているところにつきましては、担当の所管の部署に対しては、取り込みいただけるように申し入れは行っているところでございます。

件数につきましては、今のところちょっと手持ちでないの御了解いただきたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 公共施設の下水のつなぎ込みの件、これは今までも議会の方から強い指摘がございまして、今年度より供用開始している地域の公共施設につきまして一定2カ所の予算措置を行いまして、現在発注事務を行っておるところでございます。逐次、13年度以降からでも供用開始している地域のつなぎ込みを一日も早く完了したいなと、かように思っております。一日も早く追いつけというような形で頑張っておりますので、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

〔小山広明君「金利、10%」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員の指摘の利率の件でございますけども、一般の方でも10%ということで起債してるわけでございますが、この利率につきましていわゆる高利率のときの状況のまま起債してございます。やはり今の状況に合わせて今後それに対応すべく検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 金利の方はそれで、もっと早くしてほしいんですけどね。

それから、あとのこのつなぎ込みの方は、わざわざ助役が立って御答弁いただいたんですが、公共施設については、つながないと、むしろ維持管

理がかかるとるわけやから、出る、入りを考えても別にそんなわけじゃないわけやから、一般の人にも融資制度もあるし、こんなことは早くつなぎ込みをやらないと、いろんな面でもぐあい悪いんじゃないでしょうか。この2カ所というのは、給食センターは入るとるんでしょうな。給食センターというのはかなりたくさん排水を使うんで、周りの人からずっと苦情を受けてるんですよ、あそこね。

だから、これはもうあるんだからすぐつなぎ込んでやらないと、何かちぐはぐな感じがするんで、その2カ所ということと、あと13年度から一日も早くというのは、もうちょっと具体的に、きょうは示せないんであれば早く示して、下水が来ないから早くつけてくださいと市民から一方言われて、つないできとるとこで自分とこの施設がつながないと、こんなおかしいこと何でかちょっとわからないんですよ、ほんとに。これはやっぱり給食センターが入るとるかどうかだけ確認をしときたいと思います。

それで、あとの方はちゃんと具体的に事業名を挙げて、施設名を挙げて、いつまでにやるということで、市長も陣頭指揮に立って、すぐつなくようにやってくださいよ。これこそどっちみちつながないかんのやからね。早くつなく方が少しでもむだなお金要らんわけですから、これはやっぱり早くやっていただきたい。

それから、使用料の問題で、聞いとることを言っていないんですが、どれぐらい今つなげるようになって、そのうちつないどころがどれだけかということがなかなか見えないんですが、これは自主財源というんか、これだけでしょう。使用料だけでしょう。これはやはり財政破綻、170億近く借金が積もるとるわけですから——それは雨水の方もありますけどね。

この分のつなぎ込み可能なところに対して、どれぐらい実際はつないであってまだだと、そういうことについては財政問題からいっても、どうして早くつないでいただいて財政的に健全化していくかと、この方向をきちっとやっぱり示してもらいたいと思うんですね。

あなた、答弁された方は見込みよりもふえたと

いうけど、初めから見込みを予算化してないんですね、いつも。何にもしておらずに入っただけを予算にいつも上げとるんです、この方式は。だから、ちょっとこの方式は初めからこれだけの使用料が入るとい目標をきちっと立てて、それに対してこれだけ入ったという、そういう説明を仕方をしてもらいたいと思うんですよ。いつもこれはそういう予算的なことはやってない。この分もやってないと思うんで、余りにも低過ぎるからね、金額が。このことは今後そういうようにきちっとしていただければいいんじゃないかな。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 公共施設のつなぎ込みの今年度の2つの件でございますが、議員おっしゃる給食センターは入っておりません。今年度計画しているところは、男里浜の老人集会場、そして鳴滝の幼稚園でございます。給食センターにつきましては、一定給食センターを改善するか建てかえかというような形の議論も今議会でもありましたので、その方面を先に結論づけをいたしまして、やはりそのときに一緒にやりたいなと、かように思っております。それがもし長引くようであれば、やはりそのときにつなぎ込みを単独で行う判断をしてみたいなと、かように思っております。ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。（小山広明君「おかしいよ、こんなもん。つなぐだけの話やないか。そんな判断おかしいで。環境問題、環境問題と言っとって、一番大量に流す排水をほったらかして」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 使用料といいますが、つなぎ込みの件なんですけども、平成11年度末では下水道普及率は約32%になっております。平成10年度末が約29%、平成9年度末が28%ということで、おかげさまで順調に推移しております。

あとはこれに水洗化率というものを掛けるんですけども、我が市ではないんですけども、一般的にはよく20、30、30、20ということ言われておまして、初年度で大体2割ぐらい、次年度で3割、その次年度で3割、ですからここで約80%、あとの2割につきましては、おうちの

改造計画等もございまして、やはりその2割は4年度になってしまうということで、一般的には2、3、3、2という値がよく計画上用いられております。

これを水洗化率と申しまして、これに先ほどの普及率と水洗化率を合わせますと実際につないでいただいている人口になります。昨年度は約1億円ほどの収入がございまして、今申し上げましたように普及率がまだ3割ということで低いこととございまして、まず普及率をもっと上げて、現金収入が上がるように整備を進めてまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 一遍に言ってもらったら、一番関心のあるところを言ってもらってないんですが、1億円入るとるものが現在の普及率からいって、普通に入るならどれぐらい入るかということが一番の関心なんです。そうでしょう、収入のところ。もうつないでもいいようになったのにつないでないところがあるから、収入が少ないわけでしょう。

普及率はあなたが今きちっと言ったから、それでいいんですよ。その結論は、何が聞きたいかということはわかるでしょう。使用料が普通ならどのぐらい入るべきか1億円しか入っていないのは、どれぐらいの率かということをお答えしてほしいんですよ。普及してないところに使用料を取るわけにはいかんわけやからね。

そこをお答えしていただきたいのと、それから上林さん、これね、生でつなげるんですよ。それはわかるとるでしょう。何の設備も要らないでしょう。パイプをそこまで持っていくのは要りますよ。毎月あれ維持管理費何ぼかかっていますか、ああいう単独槽になりますと。よく壊れて、一回壊れてその浄化してないのが川に流れとった事件もあったわけですから、そらすぐつなげなさいよ。老人ホームもそら大切です。老人のところは、給食センターよりかなり低い率でしょう、量で。全体を考えて環境問題からいって、一番大優先せなあかんのじゃないですか。

いつ指摘しましたかな、この議論は。いまだに建てかえ——建てかえてもうたらしい。建てかえ

たってそれはむだにも何もならないじゃないですが、つないどるだけやから。何かそこに設備をせえというんだったら、そらむだになりませ。これは明らかに何の処理もしてないものが道路の下を通過して樽井の浜、男里の浜へ行くシステムでしょう。これはやってくださいよ。

市長、この議論を聞いて、給食センターがいまだにつながれておらないという問題は本意じゃないですか。市長からもこれやらないと、なかなか進みませんで、これ。これはもうすぐやってくださいよ。施設の性格からいっても、ぜひ市長がリーダーシップとらないと、今までだったらいいですけどね、もうここまで議論してきていまだにこんな答弁聞いているようでは、やっぱりこれは問題ですよ、市行政そのものが。僕はそう思いますので、お願いしたいと思います。

さっきの簡単に私たちが判断するために、それ答えてくださいね。1億1,000万というのが普及率の関係でどれぐらい、どうという率なのかということをお答えしていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 佐野下水道部長。

下水道部長（佐野芳男君） 率で示せということでございますけれども、我々としては、先ほどもうちの課長の方から申し上げましたように、普及率というような観点から、率でということは正確には申せませんが、現在汚水升をつけておりますところにつきましては、できるだけ早急に接続していただきまして使用料の増加を図りたいと、このように思っております。

〔小山広明君「そんな議論してない。議長、ちょっと言うてくださいよ。出てないなら出てないという答弁はいいいんやけど、ほかの答弁するでしょう、何か違うことを。そしたら後で出しますとか」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 佐野下水道部長。

下水道部長（佐野芳男君） 御指摘の点につきましては、資料の手持ちがございませんので、後ほど報告させていただくということで御理解いただきたいと思います。

〔小山広明君「市長、ちょっと給食センターはぱちっと頼みませ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 上林助役。

〔小山広明君「あかで、上林さん出てきたら」と呼ぶ〕

助役（上林郁夫君） 私で役不足やと思うんですけども、（小山広明君「違うよ。一回答弁聞いとるから言うとるんやで」と呼ぶ）私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議員おっしゃる建てかえの場合は、やっぱりむだな金になると私は思っております。私どもやはり今の維持管理費の件も考えて、一応建てかえの議論が早いうちに結論を出してもらって、それが長引くようでしたら、今給食センターも優先順位をまず1位に持っております。そういう観点で、まずこの給食センターをどうするんかという面を十分議論してもらって、その辺の進捗状況に応じて判断してまいりたいと、かように思っております。環境面からいえば、当然優先順位は先に持っていかなといかなということは十分認識しておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だからだめだと言っとるんですよ。今でも維持管理費がかかるとるし、くみ取りはせないかんし、大変な費用がかかるとるでしょう。一遍つなぎ込むというのは、管だけの問題でしょう。そういうふうにとらえたら、決して金銭的にはプラスにならないですよ、そんなもん。なるんやったら下水道課とちゃんと相談してやってくださいよ。

あんた方は今給食センターの建てかえを言ったけども、初め議論したときには、平身低頭謝ってやりますと言ったんですよ。今になったら建てかえの問題出してきとるんじゃないですか。市民感情からいって、一番排水が汚れるのは給食センター、当たり前でしょう。一番汚れるのは、トイレよりも雑排水で汚れるというのは、十分議論されとることじゃないですか。それをどれだけ使ってるんですか、子供たちの給食をいっぱいあそこでつくるとるのに。何でそれがすぐつなぎ込めないんですか。矛盾ばかりしとるじゃないですか。第一優先やったら、さっき言うような老人ホームとか保育所とか、なぜ先つなくんですか。そんなもん当然判断をしてやるべきじゃないですか。

何回も議論をしたって、議会の議論を無視し
ると同じですよ。あなたに十分答弁の機会を
与えた上で私は市長にお願いしとるんやから
ね、役不足とか何かじゃない。十分あなた
はそこで答弁する機会を得た上で、納得
する答弁してないから私はそう言っただけ
であって、そんな失礼なこと言いませんよ、
あなたを目の前に置いて。

しかし、この問題は議論が十分されてき
とるわけですから、大優先と言うのであれば、
早急にやっぱりつなくべきですよ。あ
の下はずっと住宅地あるんですよ。そ
んなもん単独浄化槽が十分な管理できて
ないのは、市長かて十分知ってるはずな
んやから、早急にやっってくださいよ、
市長。そういうことを言っただけだから
ね。こんな戻ったり行ったりするよう
な議論やめてくださいよ。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私たちが考えて
るのは、まず供用開始を早く行った地
点から優先にやりたいということで、
今年度男里浜の老人集会場、そして
鳴滝幼稚園という形で考えております。
給食センターも先ほどから議論して
おります改善とか建てかえとかい
う話がありますけども、あの辺の
あたりがやはり供用開始が一番遅い
口でございます。しかし、やはり環
境面から考えたら、今議員おっしゃ
るとおり、供用開始を考えるよりも、
早くつなぎ込みをするのは、優先順
位を高く持っているという意味でござ
います。当然、ある程度13年度を
めどにつなぎ込みの議論をしていき
たいなとかように思っております。

ただ、先ほどもおっしゃったとおり、
建てかえとかいう議論が出た場合に
は、それを絡まさんとかんのやろと
いうように思いますので、ひとつよ
ろしくお願いをいたしたいなと思
います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 2点ほどお伺
いをしたいと思うんですが、1点
は下水道会計にかかわる財政問題
です。一般会計からの繰入金、113
ページにもありますが、10億4,300
万、これだけ繰り入れているわけ
ですね。下水道会計での公債費の
面倒を見ると、こういうことで繰
り入れているわけですが、10年度
はたしか12億ほどこの繰入金が
あったように思うんですが、2億
近く減

っているわけですが、これはいわゆる
公共下水道事業に莫大な投資が必要
であるということ、これは極力減ら
して公債費の減額に努めると、こ
ういう方向で努められた結果、こ
の反映として2億円が減ってきた
のかどうか。そして、この数字は
今後大体こういう形で推移をして
いくのか。

ただ、先ほどから論議がありますよ
うに、必要な施設へのつなぎ込
みですね。だれが見てもこれは優
先してやらないかと、こういうこ
とをやらずにやっけてくるという、
そういうことで減っていくことにな
れば、これはやっぱり問題だとい
うふうに思うんですね。公債費を
やっぱり減らしていく、経常経費
に反映される公債費を減額してい
くという、将来の財政基盤を安定
化していくという、そういう方向
でやられるのであればいいんです
が、必要なつなぎ込みを抑えな
がらこういう減額をしていくとい
うことになれば、これはやっぱり
1つ大きな問題を残してくるん
ではないかというふうに思います。

それから、もう1つは、これは担
当の方にお聞きをしたいと思うん
ですが、繰越明許をやっておられ
るわけですね、この内容。それから
もう1つ、下水道建設費で流域下
水道事業負担金4,700万が減額
になっているわけですが、これも
中身ね。これで例えば一丘から
新家の南踏切を経て狐池の和泉
南線の交差点ですね。あそこへ
抜ける事業に影響が出るのか出
ないのか。これは遅滞なく進ん
でいるけれども、若干おくれ
ている程度だということなのか
どうかですね。

先ほどの財政問題との兼ね合い
なんです、おくれなくても財政健
全化の意味からやはり減額をせ
ざるを得ないと、こういうところ
からの発想で来ているのか、そ
の辺もあわせてお示しをいた
さしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君）
そしたら、私の方から一般会計
から下水道への繰り出しという
件で御説明申し上げます。

まず、10年度に一般会計から下
水道会計に繰り出した金額につ
いては、8億7,900万円繰り
入れさせていただいております。
それと、11年

度は今この補正でお願いしたとおりということでございます。そして、つなぎ込みの件につきましては、これは各事業ということで、例えば浜老人集会場であれば、老人集会場の中の一般会計の予算の中でつなぎ込みをやっていくということで、つなぎ込みを何ら一般の方からとめてるとかそういうことはございません。

それと、もう1点、下水道につきましては、一応この事業費、約10億ベースということで進めてます。その中でのごとでございます。(和気豊君「20億やる、10億違うやる」と呼ぶ)約20億です。

以上でございます。

〔和気 豊君「10億か20億かわからへんで」と呼ぶ〕

議長(嶋本五男君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) 和気議員御質問の繰越計算書についてお答え申し上げます。

繰り越し工事につきましては、平成11年度からの繰り越しは2件行っております。内容は11-6工区と11-8工区でございます。それぞれ繰り越し金額を申し上げますと、公共下水道第11-6工区が6,300万ほど、11-8工区が3,800万ほど、合計1億100万余りでございます。

11-6工区につきましては、新府道岩出線の沿道に雨管の工事を予定しておりまして、岸和田土木事務所と設計前から協議しておったんですけども、道路の4車線化の工程が具体的に入り、当下水道工事の発進立て坑の形状、交通誘導の方法等に協議を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

続きまして、11-8工区でございますけども、この工事は面整備工事でございます。狭隘な住宅地のため進入路を借地して工事を施工することになっておりました。発注後、進入路の借地について協議を重ねてまいりましたが、地主の方との協議に時間を要したため、これもやむを得ず工期を延期し、繰り越したものでございます。

あと、もう1点、府の流域下水道負担金でございますけども、まず議員御指摘の流域下水道泉南幹線への影響はないかということでございますけ

ども、御案内のとおり、ことし3月に一部契約をいたしまして、現在工事に入っております。今年度も上流側に引き続き工事をやる予定だと聞いております。

減額の主な理由なんですけども、先ほど申しました泉南幹線のことし契約した分なんですけども、3月に契約したもので、その出来高等を若干精査したと報告を受けております。しかしながら、今現在確認いたしますと、発進立て抗の築造工事もやっておりますし、今年度中の完成を目指して、なおかつ次期の上流側の工事も今年度発注すると聞いておりますので、流域下水道泉南幹線の進捗は、我々が思っていたものよりも逆に早くなっていると認識しております。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) 石橋財政課長。

総務部財政課長(石橋康幸君) 先ほどはとも済みません。事業費につきましては、12年度から流域の下水道の負担金を含めて約10億円ということで、事業原課と調整して話し合いしております。

〔和気 豊君「ああそうか、公共下水が減ったからか。都市下水道が減ったからやね。わかりました。結構です」と呼ぶ〕

議長(嶋本五男君) ほかに。——林君。

22番(林 治君) 11年度の最終の補正予算というふうに——下水道の方ですね、見てよいかというふうに思うんですが、これで雨水と污水の方の関係ですが、どの程度の割合で進んできたのか、わかっておればお答えいただきたい。

議長(嶋本五男君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) 林議員の御質問の11年度の雨水及び污水の割合でございますけども、繰り越しの分を含めまして雨の事業費が約10億、污水の事業費が約7億2,000万でございます。

議長(嶋本五男君) 林君。

22番(林 治君) 雨水の方の特に低地帯の浸水対策と言われてきた分については、ほぼ完了ですか。そのこともあわせて。それだけ先に。

議長(嶋本五男君) 岡田整備課長。

下水道部整備課長(岡田敏男君) 雨水の整備に

つきましては、平成12年も一部債務工事を行っている工事でございます、今年度中には概成する見通しでございます。ただ、雨の工事でございます、水路の取り込み等の改良等は、引き続き行っていく予定でございます。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 今言われたりんくうタウンでのつなぎですね、一般的に排水路といわれる分ですか、りんくうタウンは本来もう完成してないかんわけですね、早くね。あれ、実際届け出との関係では完成しているはずなんです、まだいわゆる運河、あれが最終的な解決をしないと、防潮堤の撤去とかいろんなこととの絡みも含めて、その辺の完成を早くしないといけないと思うんですよ。その辺が一体どうなってるのかなということが1つです。

それと、何度にもなるといけませんので一緒にお答え願いたいんですが、面整備で特に樽井地区の場合は、地盤の関係で砂が多くて大変困難な問題が確かにあると思うんです。これはもう市長も御存じのように、住友銀行のあそこの四つ角から和歌山の方へ行く道で、旧のいわゆる紀州街道があります。散髪屋さんがありますが、あの散髪屋さんの上のあの細い路地合いをずっと入っていったところですね、和歌山の方に。あの路線がはっきりと、全体の面整備ができているにもかかわらず、あの部分で抜けているというふうにあると思うんですよ。

そういうことは、あの地域全体ができておるのにそこだけ抜けてると、それはよいことではないと思うんで、そういう問題の対応は一体どうなさるのか。いつまでも放っておけないと思うんです。本当ならもっと早く順番に済んでおらなければならぬものが抜けたままで、いつまでも対応しないと。

それは技術上困難だとかいろいろあると思うんですが、それでは地域的にはおかしなくあいで、特に低地帯ですから雨降った場合にいろいろと問題が起こりますし、そういう点での対応は一体考えておるのか、それもあわせてお答え願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 林議員御質問のまず1点目でございますけども、企業局の仮排水路、埋め立てに伴います下水道整備につきましては、現在まだ幹線工事をやっております。年内3本ほどの完成がございまして、男里系につきましては、ことしの平成12年4月に通水を行ったところでございます。残り前畑系、それと岡田浦系につきましては現在鋭意工事を進めておまして、ことし中には通水の予定でございます。下水の整備といたしましては、幹線系はこれでほぼ終わりでございます、今企業局の方と具体的に埋め立てるかどうかの話し合いをしてるところでございます。

それと、第2点目の樽井地区の面整備の件でございますけども、ちょっと私の思ってる場所と違うかもしれませんけども、府道鳥取吉見泉佐野線のことでございまして。（林 治君「その間」と呼ぶ）山手の間、あそこには細街路と言いますが、細いところがございまして、私も現地を確認したんですけども、やはり汚水の面整備でございますので、雨につきましては直接的には影響はございませんけども、工事のやり方は、どうしても機械施工ができずに人力に頼ってしまわなきゃいけないことですか、資材の搬入路等の問題で、その中での整備年度というのは、今現在検討しているところでございます。

地区地区につきまして100%完成するのが理想だということはわかっているんですけども、やはり残された部分にはいろいろ技術的な問題点、先生御案内のように土質の件もございまして、工法的にもかなり難しいということもありますので、予算の面とも総合的に勘案しながら事業の方針を立てていきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） もうこれでとめておきますが、全体が進んでいる中で、本当にぽっかり穴空いたように一部分だけ残されるというのは、やっぱり地域的にこれは未完成のままでいつまでもそのままになるということですから、地域での不平等もありますし、その点も含めて、これは特に技術面では、いずれかは絶対やらなかんわけですから、結局今やれないということは、今やってる

人たちにその点についてのきちとした方策を持ってないということになりますから、その責任はあ
ると思うんですよ。

自分だけの技術的な能力ではいけない場合には相談するところもあるはずなんですから、それはやっぱりそういう相談も含めてきちとやれる能力を僕は持ってほしいなというふうに思うんです。これは具体的に進めるように要請をしておきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと2点ほどお尋ねいたします。

かねて問題になっておりますけれども、下水道事業の場合、とりわけ南部下水処理場ができたということの経緯ですね。やっぱり海洋汚染をしない、瀬戸内海特別法に基づいて許可が出たということがございます。泉南市にかかわっては、企業排水をどうするかということが大きな問題点である。

しかも、今回浜地区の企業の工場排水をどうするかという問題で、一連の質問では、協議をしているということでお互い歩み寄りができないというふうに答弁がありましたけれども、これも10年近く前から問題になってることで、今の下水道料金では製紙工場等接続はできないということで、市としては、大阪府に基本的に特例措置はないのでそれに準じてやっぱり同じ料金で対応するという、これは歩み寄りのないような判断だと思うので、この辺のことをどう思われているのか、最終的にどういう決着を得ようとしているのか、それこそ南部下水処理場ができた位置づけが半減するのではないかと思いますので、その点答弁をお願いいたします。

それと、屯道川でこの間も大水の中でウナギがほとんど死滅して、ドジョウ、フナ、そういったものがほとんどもう絶滅の状況になってしまったということで、近隣の人がドジョウとかを全部とって保全しているという状況であります。その辺が自然保全等下水道工事、今後いろんな形で問題になってくるので典型的な事例かと思えますけれども、その辺の自然保全ができなかったのか、もう仕方がなかったのか、あるいはどこまでやった

のか、その辺の説明をお願いしたいと思いません。

議長（嶋本五男君） 佐野下水道部長。

下水道部長（佐野芳男君） 一般質問でも御指摘があったわけですが、大里川の上流の工場の汚水の取り込みを早急にということはかなり以前から御指摘があったということで、我々といたしましても、当然公共下水の整備に伴いまして、工場側に対しまして種々協議をいたしておるところでございますけれども、やはりかなりの経費がかかると。これは当然のことなんですけれども、会社の存続にもかかわってくるというような状況でございます。我々といたしましても、その辺は現在他市の状況等も踏まえる中で、やはり減免というような点についても即実施できるというような状況で、現状検討していかなければならない問題もあるわけですが、これもいつまでもこのような状況で推移するということは、ほかの方々にもまた運営管理の面についても問題が生じてくるということで、今後とも企業側とも誠意、話し合いさしていただきまして、取り組みについて対応してまいりたいと、このように思っております。

議長（嶋本五男君） 岡田整備課長。

下水道部整備課長（岡田敏男君） 今、北出議員の御質問の屯道川の改修工事についてでございますけれども、これは前畑雨水幹線の工事でございます。屯道川は、御案内のとおり川幅も狭小な川でございますし、確かに自然の動植物が生存することも確認しておりますけれども、一方雨が降った後には大量のごみ、雨が降った後でなくてもごみ等もかなり堆積しております。

我々前畑雨水幹線の工事につきましては、既存の川の下に下水の管を入れるという工事でございます。これにはやはり工事の安全第一を考えておりまして、施工方法も工期の短縮を図るために既製品を使って、そのボックスを埋める工法を採用しております。

したがって、工事中につきましては、議員御指摘のとおり自然環境保護という観点も今後は必要かと思えますけれども、現在のところは、整備課といたしましては工事中の安全を第一に考え、また川の下工事ですので雨が来ますと土のう等

の対応も逐次しなけりゃいけないということで、なるべく工程管理のしやすい手法で行っていきたいと考えております。

大阪府におきましては、金熊寺川等で多自然の工法をやっているようですけども、施工中につきましてのその辺の具体的なガイドラインというものは、現場でもまだ試行錯誤しながらやっているように聞いております。また、費用面と工事の安全面等総合的に勘案して、今後はそういうことも考慮していかなければならないと考えております。議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） その結果、浸水に脅かされてる市民もいらっしゃるみたいですけど、個別的事は申し上げません。ただ、一般に自然環境保全でこれぐらいのコイもなくなった、ウナギも何十匹もなくなった、唯一残ってるメダカ、ドジョウ、こういうのも生息してたわけですよ。もうほとんど死滅してしまったということで、本当にそういうあり方が問われるところは、費用面で何千万、何億余計にかかるのか、あるいは工程の安全管理というのは専門的発言ですので反論はできませんけれども、これからというふうな発言をお聞きしたので、これからというのはいつのことかよくわからないんですけども、試行錯誤的と言ったにしても、やっぱり環境保全を基本的に、河川法だってああいう形に変わってきてるわけですから、それを無視するような形で工事優先ということでは、やはりおさまらないと思います。その点は今後また課題になってくるかわからないですけども、その問題はもうこれでとめます。

大里川の河川は、特に準用河川にも入りませんし、だからこの間櫛井川がワーストワンになりましたけれども、大里川なんてもっとその一けたも汚染度は高いと思いますが、残念ながら河川という対象にはなっていないので上がってこない。だから問題は、工場排水の段階で規制するしかないということです。それはもう御承知のことだと思います。

しかも、繰り返しますけれども、瀬戸内法に規制されて南部下水道ができ、大阪府湾を汚染する、瀬戸内海を汚染する工場群をりんくうタウンに誘致すると、それも不可能な状況になると。

なおかつ、そしたら南部下水処理場で工場排水を集中して浄化するというのもできないということであれば、何のためのことかということになりますので、これ本当に私10年ほど前から問題にさしていただいてまして——10年近く前ですね。実際、今まだ協議してるとか他市の状況を見てというのは、もう7年も8年も経過して同じような言葉は聞けないわけですよ。

現行の部長は就任されて1年たっというじゃないかもわかりませんが、もう既に何年も話してきてるわけです。おまけに、それを踏まえて雨水幹線が完成して大里川を改修するというほど云々で、その設計計画も基本できてたわけですよ、基本構図はですね。そういうことを踏まえながら、いまだに交渉中だとか、いや他市の状況を見てとか、そういうことでは話にならないわけです。

そういう意味で、水道下水道料金を一応50%にするのか何%にするのか知りませんが、それは1つの政治的判断が問われてると思うんで、責任のある方で、下水道部長ができれば助役なり市長なり、どういう形にするのか。もはや10年近くの期間が経過しておりますので、判断していただきたいと思います。いつ聞いても、いや協議中で他市の動向を見ながらじゃ、全くこれは解決できないと思いますので、責任ある答弁をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 男里周辺の工場の排水をできるだけ早く取り込むということが、やはり下水道の使命であるというふうに思っております。既にもう何社か取り込んでいただいております。それから、今年度取り込むところも2社ほどあると聞いております。しかし、まだ数社が残るということでございまして、そこはまだ供用告示を打っていないというふうにも聞いておりますが、かなり以前から企業群から何とかもう少し安くないかという要望はちょうだいをいたしております。

ただ、下水道の場合、なかなかそういう格差をつけるというのが他市でもほとんどやってないというような状況もございまして、説得を続けてきたという経過もございまして。ただ、この周辺では

泉大津が若干格差をつけた形での料金設定をやっておられるということも私も最近お聞きしましたので、すぐに調べて一回どういう状態なのかということも含めて整理をするように指示をいたしましたので、もうしばらくちょっと時間をいただきたいとは思いますが、念願のその下水道が目の前まで来てるのに、その機能が発揮できないというのは非常に不本意でございますし、ただ相手側もやはり非常にぎりぎりの経営をされているという中で、非常に大きな負担になると。

特に、水をたくさん使うという部分の工場だそうでございますから、やはり何とかできるだけ早く接続できるような形をお願いできるようにしたいというふうに考えておりますので、今事務局は事務局で一生懸命やっておるようでございますが、ごく最近私の方からも改めて指示をしておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。できるだけ早く整理をしたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 下水道整備そのものは反対するものではありませんけれども、果たしてこういう手法がこの地域に必要なかどうかというのは、これまで議論をしてみいました。そして、今も議論をしてみましたが、特別会計でありますからその収入の主たるものは使用料であります。

決算でも一般管理費が2億1,900万、これは10年度決算でありますけれども、これは12年度でもそう変わらないと思えますけれども、それに対して使用料が1億1,500万ということであります。こういう構造から、この会計が果たして独立的に採算的に合うのかどうかは甚だ疑問でありますし、また運用面においても、今議論がありましたように、市の施設で一番大量に使う排水をしております給食センターがいまだにつなぎ込みができておらない。

これは現在の維持管理が267万円かかっておるんですね、給食センターの浄化槽の維持管理費

が。それからいっても、だれが考えても単に設備をつけるわけではなく、直接つなぐわけでありませぬから、採算面からいってもこれは当然につなぎ込むべきでありますし、給食センターの建てかえ問題が今出てきておりますけれども、これとても財政問題からいっても、だれが考えてもそう早急に結論が出る問題ではないわけでありませぬ。

市街地の真ん中を流れていきますこの河川に給食センターの排水が流れておることを考えますと、一日も早くつなぎ込みをしてもらいたいと、そのように思うわけでありませぬけれども、今回明確な答弁はなく、最後に立った上林助役が13年度中に議論をしてみたいと、この程度の議論でとまっておるわけでありませぬ。議論ではなしに、本当に早急につけるといふ答弁をしてほしかったわけでありませぬ。

そういうことで、運用面においても、また財政の面からいっても、この下水道のやり方についてはやはり見直さなければなりませんし、山間部、山手の住宅についてはいつ来るかわからないと。私はいまだにその人たちが言ったことを思い出しますが、排水処理というのは上からやるのがほんまでないんですかということを言われて、なるほど聞いた記憶を今思い出します。

本当に汚れは上からくるわけでありませぬから、上からきれいにする方法、それは言うまでもなく集落ごとの合併処理浄化槽や個人単位の小型合併処理浄化槽であることは当然でありませぬし、採算的にも十分安いわけでありませぬし、行政に与える負担も少ないわけでありませぬから、そういうものを弾力的にとつて、一日も早く希望者には下水処理浄化槽がつけられるような方策をすべきであるということの意見を付して、この議案には反対をさせていただきます。

議案の名前を言っておりませぬでしたな。ごめんさい。11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算第3号に反対の立場で討論させていただきました。よろしくお願ひします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認

することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって報告第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第13、報告第8号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算第1号）を議題といたします。報告書を朗読させます。

議会議務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第8号、専決処分の承認を求めるについて、平成12年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。119ページでございます。

専決の理由でございますが、平成11年度一般会計の出納が平成12年5月31日をもって閉鎖されるについて1億5,064万8,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成12年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分としたものでございます。

補正の内容でございますが、121ページをお開き願います。

歳入歳出の総額にそれぞれ1億5,064万8,000円を追加いたしまして209億4,444万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、125ページから126ページに記載しているとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） こういう措置は前回も1回あったように思うのですが、歳入で雑入となっておるんですが、もう少しこの内容について御説明

をいただきたいと思います。なぜこういう措置になったのか、その原因とかいところをお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） そしたら、お答えいたします。

まず、歳入において雑入となったということでございますけども、11年度の出納閉鎖を終えて、その時点で1億5,064万8,000円の赤字ということで、5月31日、11年度の出納閉鎖内、31日付で12年度の予算をもって歳入をもって充てるということでございました。その時点で特定の財源が見込めないと、そういう状況の中で雑入ということで対応させていただきました。それにつきましては、12年度におきまして、この雑入につきまして全額解消に努めていくということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、ようわからへんねけど。赤字になった原因があるわけでしょう。先ほどのこの11年度の補正予算を議論しましたわね。こういうことになった原因は、その予算の中にどっかあるんでしょな、これ。11年度赤字になりましたという補正予算なり予算書は、まだ1回も出てないでしょう。12年度に入る予定の収入から11年度に使ったとこへ持っていくという、そういう措置ですね、ある意味で。

そうすると、持っていかれた先でどういうふうにな……、それは措置されなくてもいいんですか。何で赤字になったのかですね。先ほどの議論の中でも、むしろ基金に積み込みをしとるでしょう。前にも普通は基金から取り崩すのが本来の趣旨だけでも、市民の皆さんにいかに市の財政が大変だということをわかってもらうために、赤字という言葉をちゃんと出したという説明がありましたわね。

市民の皆さんはそれを見て、あ、泉南市は赤字やなと思って、いろんな意味で協力をしていただいたと思うんですわ。その行政効果があったと思うんですが、またことしは金額ふえて出しましたね、これ。前は9,000万でしたが6,000万で

したか、そういう措置をしている議論がありました。これは特別な措置で、政治的判断だということも僕は覚えています。

本来、まだ基金、いわゆる貯金があるわけですからね、それをもう食いつぶしてしまっていないから、次の年度の収入をもらうというのは、これは普通のやり方ですよ。お金があるのにそれを使わんと置いて、次の年度の収入を回すという、こういうことはおかしいんじゃないかという議論もあったと思うんですが、そしたらいや違うんだと、市民の皆さんにもう赤字だということを知ってもらったためにこういう特別な措置をしたと、こういうように私は議論を覚えとるんですが、位置づけは同じことなんですか、こういうことを出したことは。

ちょっとその意味と、何でこういう赤字になったのか。何か歳入が減ったのか、使うべき金をたくさん使ったのか、どっちかわかりませんが、さっきの決算からいうたら減額というんか、使わなかった執行残の金がいっぱい出てましたね。だから、その辺の原因をきちっと説明してくださいよ。
議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 5月31日の出納閉鎖を終えまして、歳入として212億7,567万円、歳出総額で213億2,344万5,000円です。差し引き4,775万円の財源不足いわゆる赤字ということでございます。その中で、翌年度に繰り越すべき財源が、例えば農業公園とか繰越明許でお願いしていただいた分ですけども、1億287万3,000円あります。トータルで1億5,064万8,000円の赤字ということでございます。

その中で、確かに小山議員言われるように、基金がございませうけども、基金についてはやはり公共施設整備基金あるいは公債費管理基金、それぞれ目的を持っての目的基金でございませう。公共施設整備基金につきましては、一定の取り崩しはさせていただきます。その中で1億5,064万円の赤字ということでございませうので、よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私も議員になって赤字、黒

字というのはようわからへんですね。借金も収入にしておりますからね。そういうことで余りようわからんのですね。普通の家計からいうたら、借金したのは収入じゃないわけですから。それで、いつもブラ・マイ・ゼロの予算を組んでいらっしゃるわけですね。前回の予算もブラ・マイ・ゼロでしょう、これ。余った分は全部基金にほうり込んだんでしょ、11年度の9号のこれでもね。この赤字というのはどこの数字で、いわゆる書類としては出とるんですか。あなたの言う4,700万円と……。だから、前のときにはその余った分を全部基金にほうり込んで報告したじゃないですか。このときに、例えばあなたの方の言う11年度の決算はもうこれが最終で、融通決定したが出ましたよと、この後にまだ予算の動きがあるわけですね、そうすると。5月31日のこの後にね。この時点では赤字は出てないんですね、そしたら。そういう理解でいいんですね。

そうしたら、5月31日に締めた段階での内容をこの予算説明のときにちゃんと出さないといけませんんじゃないですか。ただ差し引きがこうだと。歳入が少なかったから赤字なのか、必要以上にお金が必要で赤字なのか、これ両方あるでしょう、赤字になる原因というのは、どちらなのかということもちょっときちっと説明いただきたいと思ひますよ。

もう少し赤字になった原因については、そんな数字だけの羅列じゃなしに、やっぱり原因として例えば市民税が入らなかったとか、ゴルフ場の何かが入らなかったとか、何かいろいろあるでしょう、そら、交付金がいらなかったとか何かいろいろ。そういうものをちゃんと特定してやってくださいよ。でないと、どこに原因があったんか全然わからないじゃないですか。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 予算につきましては、先ほど御承認いただきました9号補正につきましては、一応3月31日までの分ということでございませう。それから、5月31日の出納閉鎖が終わるまでの多少のずれということですか、ございませう。その中で、特に今回の9号補正の関係で申し上げますと、市税については額の確定ができ

ておりませんので、9号補正の中には載せていないと、歳入の面におきまして。そして、歳出については、事業費のほぼ確定したものについては、今回当然不用という形で減額あるいはまた増額等をさしていただきました。

それで、その中で赤字になったということの原因ということをございますけれども、基本的にはどれがどうなったかというよりも、まず公債費あるいはまた扶助費等の義務的経費で約3億近くの増があったと。そして、昨年度と比べまして税収におきまして約4,000万近くの減少やったと、その辺が大きな原因と違うかなと思います。

ただ、歳出については、当然予算措置をさしていただいておりますので、歳入側と歳出のどちらかと言われて、強いてどちらかといえば歳入の方が当初予定よりも少なかったということをございます。(小山広明「4,000万やる」と呼ぶ)4,000万円というのは、税ですか。3,800万から約4,000万ということですよ。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) 小山君。

2番(小山広明君) こういう大変な、人に聞かえがよくない赤字で次の年度から穴埋めするというのは、これまさしく自転車操業そのものですね。先ほどの9号補正は、予算説明書を見ても5月31日に閉鎖されたので云々と書いてあるでしょう。5月31日で閉鎖されたことによって、この補正を出してきたということでしょう。今、6月の末ですわね。あなたの言う5月31日に閉鎖したらこの赤字が出たということなんですけど、じゃ先ほどの9号補正というのは、5月31日に閉鎖したけども、数字としては3月31日の締め数字だと、こういう意味やね。そこからタイムラグがあって、5月31日までに赤字というものが歳入で税の方で4,000万減があったと、そういうことですよ。

そしたら、先ほどの閉鎖されたことにおけるこれを見ますと、基金の方に1億9,000万ぐらい積み立てとるでしょう。先ほど、お金が余ったから積み足しをしてはるんやけどな。公債費管理基金で1億9,600万、公債費の方に戻しとるじゃないですか、歳出の方で。そうでしょう。3月3

1日の段階でお金が執行残を全部足してトータルで1億9,600万余ったわけでしょう。そして、そこから5月31日までの間に1億5,000万円の赤字が出たというんでしょ、あなたの説明では。この1億9,600万があったら黒字じゃないですか、これ。これは取り崩したんじゃないに戻しとるわけでしょう、基金の方に。そうしたら、こんな処理をせんでもいいんじゃないかなと、この数字から見ると思うんですが、違うんですか。こういう解釈はおかしいんですか。

今回は市民の皆さんに赤字であるということを知ってもらうために、こういういわゆる聞こえの悪い措置をあえてしたと、こういうことは全然説明がないんですが、前はそれはありましたよ。それは、今回はいわゆるあなた方の言う公共施設整備基金は、単に赤字だから取り崩せないから技術的にもできないんだと、そういう説明なんですけど、どっちなんです。ちょっと一発でぱちっやってください、また議長からとめられるからね。議長(嶋本五男君) 石橋財政課長。

総務部財政課長(石橋康幸君) 先ほどの9号補正の関連で、公債費管理基金を積み立ててるのじゃないかということですね。そういうことなんですけども、予算というのは歳入歳出が当然プラス・マイナス・ゼロでなければいけないということなんですわ。それはもう小山議員も御承知だと思います。

ただ、決算におきましては、当然歳入歳出の違いが出てきます。それが例えば歳出よりも歳入の方が多ければ、当然黒字やと。また、今年度みたいに歳入よりも歳出の方が多ければ赤字ということをございます。

その中で、歳入において1億9,700万円減りましたと、この9号補正の中でね。歳入が減りましたと。しかし、歳出の不用額とか減額で約1億8,000万ほどそれ以上の減があったということで、その分をとりあえず財源の調整という形で公債費管理基金へ積み立てさしていただいておりますけども、決算を受けたらこの額は丸々積めるものではございません。この額が積めるんでしたら我々ありがたいなと思いますけども。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) 小山君。回数がふえており

ますのでまとめてください。

2番(小山広明君) それはおかしいやないか。予算の中で基金に繰り出しとるわけでしょう、ちゃんと、基金に1億何ぼ。それがありがたいですという、それは基金に繰り込むというようにここに説明して議決されたら、基金に組み込まれるんじゃないですか。一遍基金に入っちゃうんでしょう。それは基金に入っていないんですか、これは、あなたの今の説明だったら。入ってしまったんだから、出すときにはまた予算せなあかんでしょう、出す予算を。違うんですか。

議長(嶋本五男君) 石橋財政課長。

総務部財政課長(石橋康幸君) 予算というのは、一応見込みということで計上さしていただいております。それがすべて終了した時点が決算ということでございますので、例えば1億9,000万が積み立てられてないということになってきます。それはまた決算の中でお示ししていきたいということでございます。

以上でございます。

議長(嶋本五男君) ほかに。(小山広明君「いやいや、それはおかしい。全然おかしいですよ、議長」と呼ぶ) ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

2番(小山広明君) 昨年に引き続いてのこの赤字という処理でありますけれども、これまでは当然今までも予算が決算の中でプラ・マイ・ゼロになることはあり得ないわけですから、こういう次年度分から穴埋めをするという措置については、もっともっとやっぱり十分わかりやすい説明をするべきだと思うんですね。あなた方はプロだからそれはわかって説明しとるかもわかりませんが、私は少なくとも市民の側にあなた方よりは近く住んでおる人間であります。

そういう意味で、これの前に審議された議論の中では、お金が余って基金に積み込みをしたわけでありまして。そして、その後に赤字が出たから次年度を繰り出すんだと、こういう説明では全く理解できない。もっとこういう非常事態の中での財政問題については、やっぱり専門用語や役所だけ

での議論ではなしに、本当に小山にわからすことが市民にわからすんだというぐらいの大胆な発想で、きちっと説明するべきだと思うんですね。

これはほかの議員はわかるとるかわかりませんが、少なくとも私はわかりません。わからないことをわかったとは絶対言えないわけでありましてから、きちっとそういう意味で、基金がまだあるにもかかわらずこの基金を取り崩さずに行う手法とか、それから11年度の3月31日までの締めた予算の中でも、基金に積み出すお金が出とるわけですから、そういうものを使ってなぜ赤字というような処理をしなければならないのか。このことは本当に説明をしないと、こういうことでは私はとても市民の理解が得られないんじゃないかなと、そのように思います。

そういう意味で、昨年言いました市民の皆さんに赤字である市の厳しい状況を知ってもらいたいということでしたという処置であるならば、今回安易にこのようなことを2年連続でする場合については、もっともっと十分な説明をしなければ、全く私は理解できないと思います。

私の理解できないことについては、私は納得もできませんし、そういう大変不満を残して、議長についても私に合わしてやはり議事運営を進めてほしかったと思いますが、明らかに私より賢い人を想定して切られたんだと思いますけども、私みたいな人間がおるといことも、議長、よく踏まえていただいて、今後の議会運営をぜひよろしくお願ひしたいと思います。でなければ、こんなむだなことを言う必要はなかったわけでありましてけれども、よろしくお願ひします。そういうことで反対をします。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(嶋本五男君) 起立多数であります。よって報告第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時 9分 休憩

午後3時49分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第27、請願第1号 30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願及び日程第28、請願第2号 プールを市民に開放することについての請願の以上2件についてを先議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よってこれより日程の順序を変更し、日程第27、請願第1号 30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願及び日程第28、請願第2号 プールを市民に開放することについての請願の以上2件について先議することに決しました。

次に、日程第27、請願第1号 30人学級の実現、教職員の定数増を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の文教消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第28、請願第2号 プールを市民に開放することについての請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の文教消防常任委員会に付託いたしたいと思います。

なお、委員会審査については、来る7月3日午前10時から予定しておりますので、文教消防常任委員の方におかれましてはよろしくお願いたします。

次に、日程第14、報告第9号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第9号、専決処分の承認を求めるについて、平成12年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書129ページをお願いいたします。

専決理由でございますが、平成11年度国民健康保険事業特別会計の出納が平成12年5月31日をもって閉鎖されることについて7,938万5,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成12年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分したものでございます。

131ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,938万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,700万8,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、135ページから136ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） この分の主な赤字の原因と、それから国保税の徴収率が11年度はどれぐらいかということ、現年分と滞納分を分けて御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 小山議員の2点の質問についてお答えいたします。

まず、赤字の要因について御説明いたします。赤字の要因について、医療費がことしは前年度に比べて11.9%ほど伸びております。歳入も前年度に比べればふえてるんですが、要因といたしましては、医療費のふえた分については、景気等の低迷で被用者保険、リストラ等で退職による国保加入者、また高齢者の医療費、それと2月、3月におけるインフルエンザ等において、前年度に比べて医療費が伸びております。その結果、単年度

収支において744万4,000円の単年度赤字が出ております。累積赤字については、それを含めた前年度7,100万程度ございました。トータル7,938万5,000円の赤字となったものでございます。

あと、収納率の関係でございますが、今も御説明しましたように、リストラ等によって収入が減となっております。それらの方々が若干負担増になるということがございまして、分納誓約等の関係で件数がふえてございます。それらの要因によって収納率も前年度に比べて一般において0.69%、トータル的に0.62%の収納率の低下を来しております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 年間46万円という限度額があるんですが、一般の公務員の皆さんが納めているこういう部門に対する負担と、それからサラリーマンなどがやっておる社会保険などと、かなりこれは高額になつてくるんですが、これはこれからもう上がっていく傾向はあっても下がっていく傾向はないんですけども、これだけの負担を働いている環境が不安定な人に対してやっていくことは、いろいろ徴収率についても影響があらわれておりますし、先ほどもどれぐらいの徴収率かということでお聞きしたんですが、その説明はちょっとなかったと思うんですが、市長会でもこれは制度的な問題があって、やはり健康な人が病気の人を支えるというところからいえば、やっぱり同じ1つの制度にするというのは前から議論があるんですが、市長もいろいろ市長会において御発言されるところと思うんですが、この国民健康保険の問題ですね。

やはり会社に勤められて退職してからこちらに流れ込んでくるわけですし、そういう点ではなかなか制度的にしんどい人ばかりが集まる状況にありますし、特に自営業の皆さんとかそういう中小零細企業の皆さんが多くここにかかわるわけですから、そういう点でやはり政治がこういうことを解決していかないといけない問題があると思うんですが、市長のそういう点での立場での発言なり、これまでのこの問題に対する行動はどういう

ものであったのか、もしつまびらかにしていただければ我々も参考になりますので、そういう点も含めて。それから、見通しですね。そういう要望をしとるけども、なかなか言うだけで実現しないということではちょっと疲れてしまいますので、そういう市長会という僕は最大の圧力団体と思うんですが、そういうところが本当に機能するようなことも含めて、市長はどういうふうにお考えになっているかも含めて御説明いただければいいと思います。

まず徴収率だけ、現年と滞納分だけ先やってくださいね。

議長（嶋本五男君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） 収納率について、現年と滞納について御説明いたします。

現年度分については87.95%、滞納繰越分については7.5%でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この国保の運営につきましては、本市もそうでございますが、全国的にこの運営が大変厳しい状況でございます。本市におきましても累積赤字が相当あったわけなんですが、一般からも相当繰り入れたりしまして、また国保そのものも頑張って累積赤字をかなり減らしてきたわけでございます。今年度は若干単赤になったわけですけども、何とかこれからもさらにみずからの努力はしていかなければいけないというふうに思っております。

もう一つは、そういう全国的な状況がそうであるということは、やはり多くの市民の皆さんに高い負担をお願いしているんじゃないかと、あるいは制度上問題があるんじゃないかということも含めて、市長会では毎年この問題を取り上げて要望活動を行っているわけでございますが、なかなかこの改善ということについて国の方の作業が進まないという状況もございまして、引き続いて我々の方も、今回介護保険の問題もさらに加わりましたので、それとあわせて改善を求めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 滞納繰り越し7.5%ですか

ら92.5%ぐらいが集められてないという状態で、これは大変異常な状態ですね。この現年度分にしても88%ほどですから、これも大変な率になると思うので、先ほど市長も言われましたように全国的な傾向だということで、これは制度改善もあると思いますけども、ひとつそういうことも含めて解決に向けていただきたいと思いますし、私も市長会というのは最大の圧力団体だと思いますし、単に交渉するというだけではなしに、やっぱり聞かなければどうするんだという対抗手段も踏まえて、最近では市民に選ばれた首長という理屈の上では強力な立場ですから、だれに気兼ねする必要もない、そういう独立した存在ですから、やりようによってはかなり大きな政治力を発揮できるんじゃないかなと思います。

東京都知事なんかがある意味でそういう道を開いてきとると思うんですけども、やはり直接市民に選ばれてとるというような立場をもっとフルに生かしていただいて、国と対立軸をきちっと明確に市民にも見える形でこの問題を解決していかないと、やっぱり健康の問題でありますし、このことが市の一般会計財政にも影響を与えるわけですから、ぜひ市長のウルトラCというんか、もう少し市長独自の政治家としての、こういう手法で国に当たるといようなものがあれば、今後やっぱり議会にも表明していただいて、我々もこの問題について議会としても解決できる道があれば、一緒に頑張っていきたいなと思っておりますので、市長にそういうグッドアイデアがあれば、今後表明をしていただきたいと思います、今回は結構ですけども。あればぜひ早く表明をして、この問題の解決を一緒にしていきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり承認することに

決しました。

次に、日程第15、報告第10号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第10号、専決処分の承認を求めるについて、平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

専決理由でございますが、平成11年度泉南市老人保健特別会計の出納が平成12年5月31日をもって閉鎖されることについて2,826万5,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成12年度予算において不足額の予算措置を必要とするので、専決処分したものでございます。

議案書の139ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,826万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,105万3,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、143ページから144ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よ

って報告第10号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第16、報告第11号 平成11年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第11号、平成11年度大阪府泉南市一般会計予算の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を議会に報告するものでございます。なお、当該繰越明許費は平成12年第1回定例会で原案可決済みの平成11年度一般会計補正予算（第8号）で設定済みのものでございます。

議案書145ページをお開き願います。

繰り越し内容でございますが、地域ぐるみため池再編総合整備事業負担金及び堂之池改修事業負担金につきましては、府営事業として施工しているものでありまして、大阪府が繰り越しを行った結果、それに伴いまして434万7,000円及び131万3,000円の事業金額をそれぞれ繰り越しているところでございます。

続きまして、仮称農業公園整備事業につきましては、一部施設整備について国の補正予算が充当されることになり、平成12年第1回定例会一般会計補正予算第8号において予算化されたところでありまして、年度内に執行することが困難であり、事業金額1億6,703万円を繰り越しているところでございます。

続きまして、各小学校コンピューター教室設置事業につきましては、平成11年度の国の2次補正による国庫補助でありまして、補助の確定、実施教室の決定等がおくれましたため年度内に完了することができず、事業金額7,400万円を繰り越しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 教育費の各小学校コンピューター教室設置事業ですね。どういう形で今決定してきているのか、簡単に御説明をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） コンピューターの件ですけれども、事情は先ほど申し上げたとおりで、今年度夏に小学校4校にコンピューター設置ということで、夏に工事に入って9月から学校で使えるようにと、このような中身でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） もう少し細かく説明していただけたらと思ったんですけども、どういう配置とか、あるいはコンピューター教員とか、その辺の制度を担う部分がどこまで整備されてるのか。その辺でおくれてるんだというふうな判断もさしていただいたんですけども。それで、今後の方向と。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） コンピューター指導に係る指導者の育成に関しましては、後ほどまた12年度補正のところを出てきますけれども、府の補助事業ということで小学校4校、それから4校以外の学校に関しましても、約半年ぐらいでしたか、外部から講師を入れて指導者育成事業という位置づけで、学校の教職員指導者としての資質向上のための養成事業をやるようになっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） じゃ、あと1点だけ、地域ぐるみため池再編総合整備事業について、河川法も変わって、多自然型工法とか金熊寺川も取り入れられて、府がそれを推進しているわけですけども、ため池再編総合整備事業に関しては、かなり工法が旧来の枠組みを出ていない。

その点、これから工法等を転換していくような位置づけはあるのか、全く旧来の形でセメントなりそういう形で岸辺を配してしまうのか、その辺のちょっと説明を——オアシス計画は、始まった

段階で自然との共生、生態系の保全ということをやるといふふうにお聞きしたんですけれども、全くそうじゃないままずっと続いております。市民の協力を得られないというふうな発言もありましたけれども、今後どうされるのか、その点の説明をお願いしたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市内のため池でございますけど、約300近いため池がございます。これについては、従来オアシス計画とか補助事業の内容によりまして、ため池総合整備事業とかいろいろやってあるわけでございますけども、基本はいわゆる防災を主体とした水利の保全という意味での改修を加えておるところでございます。それぞれ国の費用、また府の補助事業ということでございますので、それに基づいた構造とか手法をとって実施をしておるわけでございます。

今後とも、できるだけいわゆる自然という部分も含めた——失礼しました。ため池の数は約100ほどございまして、300と申し上げました。失礼いたしました。手法も考えなければいけないわけでございますけども、公費を投入するということは、やはり安全面を中心とした事業手法をとらざるを得ないというのが現状でございます。議員おっしゃるような、ため池もこれは親水的に工事を加えるということについては、今後の検討課題ではないかというのが現状でございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 下水道工事も先ほど発言さしていただきましたけれども、財政問題とか市民の協力を得られないとかいうようなことで、いつも今後の課題ということで5年、10年という無期延期状態に陥ってるわけですけれども、やっぱり環境という問題は、大きな看板に市長もされていらっしゃるし、そういう具体的な工程で、手続、工法で全くそういうことを無視するというのであれば、やっぱり看板も嘆くと思っております。

その辺は本当に真剣に考えていただかなければ、改正河川法も含めて——改正河川法はため池には適用されておられませんけれども、公明党も最近、循環型経済構造をおっしゃっておりますし、政府主導でそういう形に循環型経済の時代にいくのじ

ゃないかと。もう大きな流れでありますし、他市町村を眺めてという形じゃなくて、やっぱりやりますぐらいのかたい決意表明をしていただきたいと、できるだけのことはいやというふうに言っていただきたいと思うんですけど、いかがなものでしょうか。市長、よろしかったら。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 河川とため池は、やっぱりちょっと違うと思いますね。河川というのは、大体掘り割りなんです。ですから、仮にその護岸が浸食されたとしても、その被害というのはそう多くはないわけなんですけど、池は御承知のようにほとんど築堤ですからアースダムなわけですね。

ですから、そこにちょっと差があるということをお理解いただきたいのと、それから池の場合は池の面積が大きくなりますと、風による影響でかなり波立ち、波浪が出ます。それで、浸食が特に心配されるわけでございますから、やはり面積の大きい部分については、一定土堰堤だけでは浸食されてくるという可能性がありますから、ある程度保護しなきゃいけないという部分があるわけでございます。

ただ、その場合にも、最近割り方、あそこの君が池なんかもそうだと思いますが、従来のブロックだけではなくて、ちょっとアレンジしたようなものでやっておるといようなこともございますから、その一定の範囲内で安全を第一に考える中で、あといかにそういう自然形態を取り入れていくかということになるかというふうに思いますので、その点は御理解いただいた上で、我々の方も可能な限りそういう形で、地域ぐるみは大阪府でやっておられますから大阪府で、あるいは市単独のものは我々の方でございますので、これから設計の方に配慮していきたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。回数がふえておりますのでまとめてください。

21番（北出寧啓君） これで終わります。熊取町なんかでも同じようなオアシス計画の枠組みで、工法もかなり考えた形でやっていらっしゃるし、やっぱり市の取り組みでかなり変化はあると思います。もちろん市民の協力を得にくいとい

う構造的な問題もあると思うんですけれども、できるだけ配慮してやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 二、三点簡単にお伺いをいたしたいと思いますが、1つは農業公園の進捗状況についてお聞かせをいただきたい。

それと、教育費の各小学校のコンピューター関係の問題ですが、前回の文消の中でも若干発言させていただいたんですが、4校だけ設置すると、こういうことなんですけれども、残された学校群は一体将来どのようにしていくのか、御説明をいただきたい。4校を先に選定された根拠について明確にお答えをとりあえずいただきたい。

泉南には小学校が10校か11校かあると思うんですけれども、そのコンピューターは特に今の時代を担っているような機器ですから、設置されるところと設置されないところのいろんな問題もまた出てくるのではないかと、このように思うんですが、とりあえず御答弁いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 森井参事。

事業部参事（森井善博君） まず、農業公園の進捗状況でございます。

農業公園は平成6年に事業を着手いたしました、平成7年に用地の買収、それから平成8年には調整池の工事に着手したということでございまして、平成9年、10年と造成工事をやってまいりました。11年度には造成しましたのり面の保護工事等やってきておりまして、予算ベースで平成11年度に繰越分も含めまして36%の進捗となっております。平成12年度末には、大体40%の進捗となる見込みでございます。

今年度は11年度の繰越予算と合わせまして、また12年度の当初予算と合わせまして、進入道路の整備と、それからそれに埋設します水道施設の整備を行う予定にしております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） コンピューターの導入計画でございますけれども、先ほど申し上げましたように、本年度については4校、13年度で4校、14年度で3校と、こういう形で年次的に

小学校の方へコンピューターの導入を図っていききたいというふうに考えております。

年次的にやった根拠ですけれども、一定市としての財政事情がある中、年次計画的に導入を図っていくということでございます。小学校段階でのコンピューターのねらいというんですか目標というのは、コンピューターになれ親しむということで、平成14年度から本格実施ということで全国的にそういう状況になりますので、それまでには各小学校の方にコンピューターが完備されるようにいたしたいと、かように考えております。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 農業公園は、見通しとしては遅滞なく事業が進んでいると思うんですが、将来的にこの事業変更と、そういうこともあるのではないかなというような気もするんですけれども、従来の計画どおりそういうことはなしに、今のところ計画どおりに事業は進められていると、そういう理解の仕方ではよろしいかどうかですね。

私も先般、副議長とともにほかの有志議員と農業公園の現場に立たせてもらいましたけれども、実にすばらしい施設でございまして、万遺憾ないような対応というのはとられてると思うんですが、そこら辺をもう一度お答えいただきたい、これが1点です。

それと、教育委員会関係で、4校と言うだけでこの学校にどんなんかですね。市内に11校あるわけですから、どこの——もう言われたんですかな。ちょっと北出議員さんの質問にお答えしたのかどうか分かりませんが、この4校の選考の理由がもう一つはっきりしないんですけども、本来教育というのは機会均等であるということは、あなた方はもう専門家ですから、私のような素人が言わなくてもわかっていると思うんですね。

平成14年度にはコンピューターが本格化すると、そういう御答弁でした。しかも、ことしからはめる部分と3年、4年たっておくれる部分については、そら3年間も格差があれば大変なことですよ、これ子供にとってみたら。そこらあたりの穴埋めをきちっとしていくという対応をとってもらわないと、必ずこれ各地域の小学校のPTAの関係者とか学校教育者の中から、現場の先生方

についてもえらい不満というんか不足というものが出るのと違いますか。

あてがわれた学校群については問題ないでしょうけども、例えば西信とか信達とか東とかいろいろあるわけで、優秀な生徒のおるところから入れていくかどうか、そう決めたのかどうかわかりませんが、ちょっとそこらあたりはトータルバランスというものはとれてないんじゃないですか。4校を先に例えば抽せんでもしたとか、そういうのは別ですけれども、3年間もおくれて入る学校というのは、ちょっと常識から考えて格差があり過ぎるのと違いますか。ちょっと教えてください。

議長（嶋本五男君） 森井事業部参事。

事業部参事（森井善博君） 農業公園の今後の整備の見直しということでございますけれども、農業公園は農業の振興、それから市民の方のレクリエーションの場を提供するという目的で事業も進めております。当初、平成5年に基本計画を立てまして事業を進めておるわけでございますけれども、現在の厳しい財政状況というのもございますし、また近隣で大阪府内にも類似施設といいますが、農業公園の整備も他地区でも進められているような状況でもございます。

また、泉南市の中でも、堀河ダムの上流に紀泉ふれあい自然塾というものも整備が進んでいるようでもございますので、本市の財政状況、それから他の類似施設とのすみ分けというところで、今後その泉南市の農業公園を開園するに当たりまして、限られた予算の中で事業効果を発現していくということで、最小限どの程度の整備が必要かということにつきまして、今年度運営計画も検討する予定にしておりますので、それと並行しまして施設整備につきましても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 本年度予定しております4校の選定ですけども、この点に関しましては、先ほど申し上げましたように、年次計画的に導入を図っていくということを小学校の各校長に集まっていたきまして一定の説明をさしてい

ただきまして、各小学校長の方でそれぞれの学校の実情、判断等御議論をいただいて4校が決まったということで、具体4校につきましては樽井小、一丘小、鳴滝第一小、鳴滝第二小学校の4校でございます。

議員御指摘のように、3年の幅で各小学校に20台という形で入れる予定でございますが、受ける子供たちの立場に立てば、一番早い子、一番遅い子という形で機会の不平等が生まれるということにつきましては、目標がいわゆるなれ親しむという目標で、より中身の指導というのは中学校の方で始まりますので、極力小学校と中学校のつなぎの部分で具体の配慮をできるだけ中学校の側に求めながら、スムーズな移行が図れたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 農業公園については、各地とも、各府県とも、いろいろな創意工夫を凝らして農業公園の問題等の事業が行われているようでもありますけれども、最近はややちょっと、スムーズにいったますけれども、いろんな社会的な関係もありまして、行き詰まってるようなところもあります。そういった意味では、本市の場合は遅滞なく円滑な事業推進がなされていると、こういうことですからそれを信頼しますけれども、ぜひひとつ当初の計画に従って事業が遂行できるようにやっていただきたいと、これは意見にかえておきます。

それと、コンピューターの問題ですけども、例えば学校の塀がどうだの、トイレがどうだのという順番についてごまごま言うのは別ですけども、全く新しい時代に対応する子供たちへの、せっかく新しい機械を導入して、新しい時代の知識をそれぞれの児童・生徒に教育していくという視点からすれば、こんな不公平なやり方というのはありませんか。

大阪府の予算からいえば、確かに4校しか入らなんでしょうけども、もっと教育というものは広い視点に立って考えてあげないと、これは小学校群のそれぞれ父兄にしてみれば、子供にしてみれば、こんな相矛盾したことはないですよ、これは。別

の形ででも措置してあげるといようなことをし
てあげないと、今の説明では、それぞれの学校長
に集まってもらって学校長の判断を仰いだと、し
たがって最終的には4校に、今指名ありました学
校に決まったんだと。当選した学校というんか、
当てはまる学校は問題ないですわ。一丘小学校の
成田さんなんか、これは入ってもらわなきゃ、目
の色変えてきょうは言うてるけども、我がとこ入
ってるから冷静沈着にきょうは黙っとると思うん
ですけどね。

そらそうですがな。これはみんなこのコンピ
ューターの問題でこの10月の選挙決まりまっせ、
入ってるとこと入らんとこでは、ほんまに。そん
なもの子供を守るような言い方してきて、おまえ
らどこの学校の子供を守ってんやというようなこ
とになってきますがな。

余談は置いて、ちょっと失礼いたしましたけど
も、僕は本来教育という視点からすれば、これは
やっぱり将来大きな、その子供たちに対しては、
知識いうんですか、技能というんですか、なっ
てきますよ、そら。こんなこと、あんた、けんか
するようなことというんか、差別するようなことは、
ちょっとかないまへんで、これは。どこともこん
なことしてますのか。

それは、府の予算の範囲内であるとそれだけし
か買えないということになるでしょうけども、も
っと教育長、これ考えてくださいよ。これ以上ご
ちやごちや言うこともないと思いますけれども、
僕はだれが考えてみても、その地域地域の立場に
立ったら、PTAの方々にしてもそう思うと思う
んですわ。そうでしょう。

それと、もう1つ、大事なことは、この本会議
でも一質の中で皆さんいろいろ意見が出たように、
トイレを直すお金もない、雨漏りを直す金もない
というのに、このコンピューター1台入れるのに
やっぱりコンピューター室というものをちゃんと
つくらなあかんわけでしょう。今の教室の中で、
このコンピューター自体を操作できる状況にはな
いわけでしょう。これらは一体予算がいつからど
ないしまんねん。どういう形で、例えばその4校
にしても、押し入れの中でコンピューターやらす
わけにはいかんわけですから、そこらあたりはど

う考えてますんや。例えば、改造費なんかももう
一応教育委員会の中で試算してるわけですか。ち
ょっとお答えください。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） コンピューター導
入に伴うコンピューター教室の整備の件でござい
ますけども、議員御指摘のように、当然コンピ
ューター教室にふさわしい、床から始まりまして内
装等全部やりかえるということで予定いたしてお
ります。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） いや、その具体的なコン
ピューター室の積算額とかそういうようなもの、
それも一緒に答えてくれというのに答えてないん
ですけども、全然そういうことは今のところ教育
委員会では検討されてないならされてないとい
うことを言ってもらわないと、これはまた大変なこ
とですよ。今申し上げましたように、雨漏りする
とも直すお金がないというのに、これは大阪府
の補助金というような形で出えへんわけでしょう。

それと、中学校区にしても、いろいろ小学校群
との割合で、それぞれの中学校とのかかり合い
からして問題があるような中学校もありますやん。
だから、今後やっぱりこのコンピューター問題と
いうのは、新しい教育に一石を投じたわけです
から、これは平等公平にいけるような施策をして
あげないとちょっと困りまっせ。教育委員会はど
なに考えてるんかわかりませんが、ぜひひと
つ全校に行き渡るような最善の努力を教育長、図
ってくださいよ。必ず問題になってきますよ、こ
れ。

それで、きょうここに出てますわな、4校とい
うことで。もう学校の氏名も言いましたんやから。
これはきょう言うて、この議会ではそういうこと
を繰越明許の中で言われてるわけですけども、じ
ゃこれはいつからコンピューターを導入するわけ
ですか。いつから実施できるようになるんですか、
例えば4校だけでも。ほかのあとの残った学校は
あと3年間とおっしゃるけども、じゃ順番はどこ
とどこどこですかいな。それはまだ決まってま
せんのか。それも後で校長等で相談するというこ
となんですか。

本来、そのことも決めて、最初はこの4校ですよということを提案することが当たり前でしょうがな。とりあえず4校だけ決めて、後は例えば信達や西信や雄信やそんな小学校のことは後回しや。そのことも含めて、泉南市内の小学校区全体のコンピューターの配置年次計画もきちっとするのが当然ですがな。へ理屈言うてるのと違うで。一体そのことをどう考えてまんねん。教えてください。

もう5回ぐらいありますから、議長から制止されたらちょっとげんくそ悪いから私はもうやめるけども、とりあえず意見にかえときますけども、そのことについての答弁をきちっと言うてください。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 御答弁させていただきます。

コンピューター、今年度分につきましては、工事関係で5,000万、それから備品関係で2,400万計上いたしております。12年度、13年度の学校の予定校ですけども、12年度が砂川小学校、東小学校、雄信小学校、新家小学校、13年度が信達小学校、西信達小学校、新家東小学校、このようになっております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——和気君。
13番（和気 豊君） 年度末になりますと繰越明許が多くなるんですが——出納閉鎖を過ぎますとね。

それで、お伺いしたいんですが、先ほどからも答弁あるんですが、農業公園整備事業、これは3月補正で組まれた分ですね。これは直前に事業化していくということで年度内に間に合わなかったと、これが主たる理由ですか。ほかに理由あるんですか。そんなもんぎりぎりにやって、それで年度内に間に合わなかったと、そんなことは言いわけになりまへんがな。それやったら何で12年度の当初予算で組みまへんねん。その辺はどうですか、財源の問題も含めて。

議長（嶋本五男君） 森井事業部参事。
事業部参事（森井善博君） 農業公園整備事業につきましては、より有利な財源を確保していくということで、その一部につきまして、平成10年の3月に一部施設について国庫補助採択されたと。

今回の補正は、平成12年度に私どもとしましては、隣接する花卉団地の整備も進んでまいっておりますし、また農業公園の事業も推進していくということで、進入道路と、それからそれに埋設します水道施設の整備を実施したいということで財政課とも協議をしてきたわけです。

それから、府に対しましてその補助事業の補助枠の拡大、それから事業費の割り当てにつきましてかねがね要望もしてまいったわけなんですけれども、国の今年の経済対策によります補正予算によりまして、一部その補助採択をいただけるということになりまして、市の3月の補正予算に上げさせていただいたということでございまして、（和気 豊君「おくれた理由」と呼ぶ）国の補助採択がおくれたということでもございまして、それに伴う市の予算化が3月になったということでもございまして、3月ですので年度内の執行は困難だということでも12年に繰り越しをさせていただきます、12年の当初予算と合わせまして一体的な事業推進を図っていききたいと、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） よくわかりましたが、いわゆるおくれたわけですよ。実際上は年度を越えて事業化せざるを得ないと、こういうことになったわけですが、これは1つのチャンスですね、ある意味では。この事業の採算性等を明らかにしてほしいと、こういうことで、いわゆる利用アセスとかそういうことが1つの課題になって、これについては事業部長もやらねばならない、やりますと、新しい年度でね。そういうことを言われたんですが、これがおけていることを幸いに——これは本格的な事業でしょう。

実際上まだ土地の買い戻しなんかもあります、事業的にはこの1億6,700万何がしかが事業としては初の本格的な、まだ道路なんかのところもありますけれど、事業としては初めてこれだけの事業費を投入するということになるわけでしょう。これであと15億ほどずっと事業を進めていくわけですが、そういう点ではやっぱり市民に納得の得られる事業展開とその根拠を明らかにしていく

という点では、本当に採算性の問題等を含めて、類似施設なんかもいっぱいあるわけですから、そういう点ではっきりと市民の皆さんの合意形成を図ると、公共事業については特にね。

そういう点ではいわゆる情報公開もあるわけですから、その情報公開にこたえられるような資料を蓄積しながら事業を進めていく、これがあるべき姿ではないでしょうか。そういう点で、利用アセスとかこの施策の必要性について事前の必要な調査、これはどうされるのか。14年と15年でやると言うてるわけやから、その辺はなかなか補正予算にも組んでこないわけですけど、その辺はどないするんですか。当初の既定予算でやれるんですか。

それと、未収入特定財源9,855万というのがあるわけですが、これは国のそういう緊急対策か何かがついたということで、全部これは国の費用なんですか。この辺の未収入特定財源、これの確たる裏づけですね。一体どういう財源なのか、こういうことも含めてひとつお示しをいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市の負担でございます。農業公園の整備事業につきましては、先ほどから参事がる経過の説明をしておるところでございます。今までに事業費といたしまして7億3,000万円の事業費を投入しておるところでございます。また、市の開発公社による先行取得の用地、これについては、今現在では近隣も含めまして7億6,000万円程度になっておるところでございます。

今後、この先行取得地の用地の買い戻しもこれは当然せなければいけないわけございまして、これについても補助採択に乗れるような事業手法をとって用地の取得、買い戻しに当たっていくということで……（和気 豊君「そんなもんあるかいや、土地購入あるかい」と呼ぶ）いや、現在やっておりますので、あるかいとは言えないと思いますよ。現在、用地の方についても補助事業として採択をされております。

それと、ことし相当ウエートの高い予算、また繰り越しもやっておるわけでございますけども、

平成15年度の開設を目指しておるわけでございます。また、公園の南側にあります農用地の整備の事業、これも順序どおり進んでおりますので、基本となりますアクセス道路、これについての整備をやりたいということで繰り越しをお願いし、また12年度でも予算を計上させていただいて、基本となる水道の布設、それから進入道路の整備、これを集中的にやりたいと取り組んでおるわけでございます。

それと、特定財源につきましては、国庫支出金の7,575万円、府の支出金の2,280万円でございます。詳しくは去る3月の定例会の補正でお願いいたしました議案書の155ページでございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに存じます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 肝心の市民合意を得ながら進めていくという点についてはどうしていくのかと、このことについては一番肝心な答弁がなかったんですが。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市が勝手に進めているわけではございませんので、事業については市民合意のとり方にもいろいろございますが、その年度年度、また事業を着手するに当たっての資金的な内容については、議会でも報告させていただいておりますし、所管の委員会でも進捗状況を報告させていただいておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） そんなこと言うてるんじゃないでしょう。これだけの大型公共事業をやるわけですから、これについて投資をする、その見返りがどうなのか。つくった暁には11万何がしかという利用者が本当にあるのかどうか。いわゆる維持管理費等の問題等含めて、やっぱり大変な事業なんですから、その辺の合意形成を得るための例えば利用アセス等を、これ、あなたやる言うたじゃないですか。その辺は12年度で当然やっていくと。

おくれてるこれを契機に、そういうことをやりながらこれを進めていく。私たちは反対ですけれ

ど、住民の皆さんにはそれは明らかにしていく必要が——税をここに投入するわけですから、福祉なんかも削り、学校施設の整備をおくらしここへやるわけですから、そういう点では、その辺の事業効果等を含めて常に明らかにしていくと、先行きの見通し等を含めて展望を示していくと。当たり前のことじゃないですか。それをやられるんですかという聞いてるんです。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、既に実質的に14億9,000万円の事業費を投入しているわけでございます。これについては、今現在、粗造成の形しか見えませんが、あと幾ら事業費を投入すれば市民に効果的な利用を図れるかという部分については、十分に今後とも議会にもお示ししながら、その都度事業の進捗状況を効果的にやっていけるように考えていきたいというふうに思っております。

また、ことし12年度に当初予算で今後の運営の事業費、これらについての調査も行うということで計上させていただいておりますので、執行したいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。上山君。

18番（上山 忠君） 先ほどのコンピューター関係のやつでちょっとお聞きしたいんですけど、島原議員の中でいろいろのお話があったわけなんですけども、まず4校ということで樽井、鳴一、鳴二、一丘という形になったんですけども、小学校の何年生からこの授業をやるのか。それと、もし中学校でのコンピューター教育の中で受けてるところと受けてないところがあった場合、その辺の中学校に入ってから教育はどういうふうにされるんかね。

例えば樽井でいいますと、先ほど言いました鳴一、鳴二、樽井は今回の対象に入ってる。しかし、雄信は入ってないですよ、今回は。そしたら、雄信の小学校の生徒が何のそういう前準備もなしに泉南中学校に行ってコンピューター授業を受けたときに、当初のスタートから既にもう差ができてきとるわけなんですかね。その辺のところをど

ういうふうに教育委員会としては考えておられるのか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほども申し上げましたように、確かに経験のある子供と経験のない子供がどうしても出てくることはありますが、目標自体がまあ例えばコンピューターになれるというんか親しむというんか、こういう目標でございますので、3年間の経過年の中では、もう既に導入しているところ、まだ導入できてないところ等がございますので、そのあたりにつきましては、受け入れ側の中学校の方にできる限り一定配慮できるようにまたお願いもしてまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 上山君。

〔発言する者あり〕

18番（上山 忠君） 私の質問中なんで、ちょっと静かにしてもらえますか。

やはりこれね、中学校区でくくるべきじゃないんですか。そうじゃないと、先ほども島原議員言われたように、機会均等という形から見たときにもおかしいし、そしたら片一方の小学校の人はその前振りの教育を受けてると、こっちの方は受けてないとなったときに、中学校に行ったときにその生徒自身がどのような考え方をしますか。今のコンピューター教育は、IT革命の根本を担っていくもんですよ。

そういう中で、片一方は何にも真っ白やと、片一方はある程度知識があるという中で、中学校に教育の過程でいろいろ配慮をお願いしますと言ったところで、20台のコンピューターでしょう。1台に1人もしくは2人でしょう。そういうふうなことを考えたときに、どういうふうな教え方を先生はするわけですか。先生にすべて任せるわけですか。それでは余りにも先生に対して酷やと思いますよ。これ絶対今後問題点が出てくると思うんですけどね。その辺どういうふうに考えておられますか。そのとき問題が出てから対処するんでは、僕は絶対遅いと思うんですけどね。その辺、どう思いますか。

議長（嶋本五男君） 中野教育指導部参事。

教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） コン

コンピューター導入の件ですけれども、年次的に平成14年度から新学習指導要領が設置されると。それに基づいて、年次的に計画して設置さしてもらってます。

導入されていない学校ですけれども、既に各校に備品対応ということで6台ほど小学校にもコンピューターが設置されています。まことに申しわけないんですけれども、その間その6台で何とか十分対応するというんですか、そういうことで考えさしていただいていますので、ひとつよろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） どうも議論がかみ合わないんですけど。これ教育長、どういうふうに考えておられますか、このコンピューター教育に対しての教育委員会としての考え方。僕ら先ほどはほかの議員さんも言うてるんですけども、やるのであればやはり中学校区単位でくくってやるのが本来スムーズに移行できる。3年間の経過措置の中でやっていくと先ほど言うてるんでしょう。そしたら、3年間待ってやっとこさ全体がそろえば、中学校区でくくってそれぞれやっていくのが本来スムーズに移行できるんじゃないですか。その辺どうお考えなんですか。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。

本来、教育の平等性からいきますと、確かに小学校11校で全面的に一斉に入れるというのが本来だと思います。ただし、数年前からこのコンピューターの導入については検討しておりました。私が現場における段階からその辺のところは話題になっておりまして、我々も相談を受けさせていただいたと、こういう状況でございます。

その折に先ほど吉野部長の方からも説明がありましたように、各校の今の現況、いわゆるコンピューターの指導と申しますか、最終的には小学校段階ではコンピューターになれ親しむということで中学校へ送っていく。中身については、中学校での対応ということになってまいります。それまでに毎年何台かずつコンピューターを小学校に、大きい学校ではやや多い目に、小さい学校でも数

台置くということで、クラブだとか委員会、その辺のところを使ったりというようなことで、多少なりともなれ親しんでおります。

今回、平成14年度からは新しい指導要領になりまして、小学校課程の中でもある種なれ親しむ、コンピューターの操作とかそういったものを学習していくということで、鋭意このコンピューターの導入ということで考えておるわけでございます。

また、皆様方に大変おしかりを受けるかわかりませんが、機会の平等性ということからいきますと、校区ごとということもございまして、小学校の校長先生方に御相談、各学校の現場の方にも一度戻していただいて、どの辺のところから取りかからしていただくかということを協議していただきまして、その上で進めてまいったことでございます。

その辺のところは教育委員会といたしましても、年次的に財政的な問題もございまして、3年間にわたって導入を図ってまいりたいと、このように考えております。どうぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） どうもはっきりした答弁が得られないんですが、これをやることによって既にトラブルは予想されるわけですね。父兄の中でも絶対そうですわ。今、コンピューターの普及率が十五、六%という形で、各家庭にそれぞれ入ってるというあれもあるんですけどね。そういう中でも、そしたら小学校でなれ親しむためにやるよという答弁があったわけですけども、なれ親しませるためには、先ほどからくどいように言うてるんですけども、中学校区単位でやれば、小学校からなれ親しんで中学校に行ったときに、やはり問題なくそのコンピューター授業ができると思うんですけどね。

それが、片一方の小学校は何もしてない、片一方はやっとなという人が同じ中学校に行ったときに、これがスムーズに先ほども言うたようにちゃんと教育ができるかというたら、僕はかなりのトラブルが発生してくるということはもう目に見えてきてますよ。当然、この夏休みに工事して2学期からこの教育を始めると。来年の新学期で泉南

中学に行った、樽井小学校、鳴一、鳴二の人らはなれ親しんでるけども、雄信の人はなれ親しんでないと、極端に言えばですよ。

そういうことになったときに、そしたらどういう形でトラブルが発生しますか。そうじゃなくても、やっぱり父兄の方々は学校に対してのいろいろな不信感を持っておりますよ。そういうことをある程度予想される中で、なぜこういうふうな取り決めをされたのか。小学校の先生の意見を聞いたといえども、やはりこれについては、僕はおかしいところがあると思うんでね。これは何ぼ言うてもすれ違いになるんで、決められたということなんで、意見だけにしときますけども。

来年どういう形でこれが顕在化してくるかというのは、やっぱりその点教育委員会もこれが顕在化してきたときにどういうふうに対処するかということだけは、はっきり決めておいていただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） コンピューターの繰越明許について、なぜおくれたのかというのがもう一つ明確になってないんですが、こういうものは入れればすぐ入れられると思うので、なぜこういう繰越明許になったのか、明確にしていだきたいと思えますし、それと12年度の分と重なって、2年度分を1年間にやるということになるんじゃないかなと思うんで、その影響なんかはないのか、そういうことも含めてお願いをしたいと思えますし、ほかの全般的な議論は予算の中ですべきだったと思うんですが、なかなかそれもでき切れなかったことが今いろんな議論にも発展しとると思うんですが、繰り越しになった明確な理由について、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） なぜおくれたとの御質問であります。

これにつきましては、この事業は平成11年度の国の2次補正によりましての国庫補助事業であります。年度内に完了を目指しておりましたが、実施教室決定等に手間取りまして工事着手がおくれました。年度内に完了することができなくなり

ましたので、また当初は児童等に比較的影響の少ない3学期中に計画いたしておりましたけれども、このおくれによりまして1学期中に工事を行うこととなりました。影響が大きいので、夏休みに工事を行うということとなりました。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） いや、もう1つ具体的になぜおくれたのかわからない、その説明では。だから、特になれるということもあれば、1年も早く使えるようにするべき——予算もついとるわけですからね。具体的には何をどうするんですか、これを入れるためには。機械は買うたらしまいでしょう。つなぐのはN T Tの電線からつなぐでしょう。教室だけの器の問題だけです。機械屋がまさか持ってこんということはないと思うんですが、ちょっともう少しなぜこれが年度中にできなかったのか。

やっぱり政府もそういう特別に予算をつけとるわけですから、そういう点では、末端の自治体でやっぱりスムーズにそれを予算執行しなかったら——景気対策も多分あると思うんですよね。だから、集中的に次の年度にいくわけですから、それはもっと大変だと思いますし、そういう点で——そうするといまだに1つもまだ使われてないということになるわけですね、ある意味で、小学校で。そうでしょう。11年度、12年度、13年度ですからね。だから、なぜおくれたのか。僕はやる気がなかった——今の説明ではね。ほんまに取り組む姿勢がなかったんじゃないかなとしか解釈できないんですが、もうちょっと詳しく、なぜできなかったのか。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほども申し上げましたように、平成11年度の国の2次補正ということで、国庫補助を受けるという形で昨年の12月の第4回定例会で補正をいただきました。それから3学期中にやろうとしたわけでございますけれども、実施教室の決定、教室においても大きさとかいろんなパターンの教室がございますので、その関係等いろいろ手間取りましてその工事がおくれたということで、そして新年度のこの1学期

にやりたいところですが、やっぱり授業等に影響もございまして、今年度の8月の夏休みにそれを行いたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議長もお聞きのとおり、全くもう回答になってないんですね、これ。4校入れる予定でしょう。4校が足並みそろえて全部入れられないということはあり得ないと思うんですよ。一つ一つの学校がその中でどこの教室に入れた方がいいとか、最近空き教室もあると我々聞いてますから、何も学校をやっておる中でも——やれない学校もあるでしょうけども、やれる学校もあるんじゃないかなと。本当にどっか1校でも入れるという気になれば、全額を繰越明許しなくてもいいんじゃないかなと。子供たちはやっぱり待ってますよ、こういうものを、予算組まれたら。

そういうことなのに、4校どこも全額繰越明許になるということは、やっぱり怠慢があったんであれば、今のあなた方の説明では、あなた方に怠慢はないと、不可抗力だという説明ですよ、結論的に言えば。しかし、あなた方にそれをやることについてミスがあったんであれば、行政ですから責任は明確にしてもらいたいと思うんですね。

金があって予算があって子供が待っとるのに、足並みそろえてどこも入れてないと、こんなじゃ責任持って我々だって議論できないですよ、予算審議も。可決しとるわけでしょう。初めからおくれて2次補正でついたわけですから、どっちみち入ったらすぐにかからないといけない問題ですから、それは学校側にもちゃんと指導して、とにかく今年度中にこれを入れるというぐらいの指導はできるでしょう、お金もあるんだし。

これはやっぱり責任も明確にして、だれの責任でこれは入らなかったのかということを明確にしなかったら、この議案説明は問題ですよ、これ。そう思いませんか。予算をつける方からもそうでしょう。予算もついとるのに、今の説明2回受けとるけど、明確に入らなかった問題が、どこに責任があってどういう原因なのか全くわからないですよ、これ。それでこうやって繰越明許という形で出してくるといえるのは問題ですよ、これ。はっ

きり、あ、これは仕方ないなというような明確な理由を示してほしいし、そうでない限りちゃんとだれに責任あるんだと。行政的な責任とってください。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 先ほども申し上げましたように、年末に予算をいただいたということで、3学期、1月からその作業に入る内容でございます。それで、その間に業者等の選定もせんといかんというようなこと、それから教室にいるパターンがありまして、配線とか教室での改造内容がそれぞれに違いますので、そのあたりで非常に手間取ったということで、こういう繰り越しという状態になったということでございますので、どうかよろしく御理解いただきたいと思いません。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そんななん何にも説明になってないですよ。一体どこにこの工事がやれなかったのかという原因がはっきりしないですよ。1校1校によって事情が違うと思います、あなたの説明が正しいとしてもですね。学校学校によっては状況が違うわけですから。実際にそれをこなしてやっていくのは学校でしょう。学校の施設でしょう。そこの校長が責任持ってやるわけでしょう。そしたら、校長かて同じ校長じゃない、一人一人、人間違うわけですから。そしたら、うちの学校は一日も早く子供にさしたいという熱意があれば、いろんなことを駆使して入ることにやれるんじゃないですか。それがどこの学校も1つも入れてないというようなことは、教育委員会が介添えして、むしろ教育委員会に責任があったんじゃないかなと思わざるを得ないですね。

だから、もう少しこういう予算執行について、お金のないときになかなか求めるような予算もつかないときに、せつかく予算がついて——ほとんど購入する機械じゃないですか。もう接続だけじゃないですか。全部そういうことをやれるわけですから、その辺は教育長、やっぱり現場の実態を見て、この問題についてはなぜできなかったのかという責任問題も含めて、やっぱりちゃんと明確に議会にしてくださいよ。でないと、このままず

るずると繰越明許を認めることは私はできない。教育長、その方針だけちゃんとしてくださいよ、きょう出なかったら。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 再度お答え申し上げます。

当初、目標としまして4校を決定いたしておりますので、4校の国の補助事業でございますので、一定そのあたりの事務等の関係で処理をやってきております。ですから、1校だけできるんだけどあと3校はできないと、このようなことでは話になりませんので、その4校ともその事業を完了したいということで、補助事業の絡みもございましたので、そういうふうにさせていただきました。

〔小山広明君「それは問題やないか、それやったら」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 小山君。回数がふえておりますのでまとめてください。

2番（小山広明君） ころころと答弁変えてもうたら困りますよ、そら。何で1校や2校、例えば半分を入れましたと。その場合に補助の建前上できないんですか。それやったら初めからそういう説明をきちっとするべきですよ。果たしてそれが本当かどうか私知りませんがね。今までもある程度の工事をして、残った分は繰越明許してるじゃないですか。何でこの分について4校ともがやれるというものが——そしたら、これは工事にかかるわけですから、工事が済まないこと済むところがあつた場合には、補助金はどうなるんですか、あなたの説明から言つたって。説明がちぐはぐじゃないですか。そうでしょう。

繰越明許なんていうのは、初めからこういう形でかからないときにはそれは足並みそろえますよ。しかし、工事にかかつた場合に完了しなかつたら繰越明許するでしょう、やっぱりちゃんと。そういうことからいへば、この学校はやれてこの学校はやれないとがあつても、そんなもん通る話じゃないですか。

だから、そういうようにその場限りの言いわけをして、何か責任をばやかすのはやめてくださいよ。この問題、あなた3回立つとるけど、本当に明確に私の質問に答えてないわけですから、教育

長、この問題ね、大変大きな問題ですから、国が特別に途中に組んだ予算でしょう。それは必ずやっぱり入れないかん性格のもんですよ。もう1つ現場でなぜ入らなかつたのかということを実体的にやっぱり議会にも説明して、入らなかつた原因が行政のだけかにあるんだつたら、きちっとあなた方は責任者ですから、やっぱり自分の責任も明確に含めて明らかにしてくださいよ。だれにも責任ない形でこんな繰越明許が起こることはあり得ないですよ。

予算というのは、ちゃんと組んだらその年度に消化するというのは当たり前のことですから、そのことで予算組んどるんですからね。やっぱりそういうことをちゃんと原因を明らかにして、公務員というのは責任問題をきちっと明確にしてくださいよ。でないと、次のことに発展的にならないですよ、こんなもん。

最後に、教育長にそのことだけ、結論はいいですから、そういう姿勢でちゃんといずれか明確にしてくださいよ。そのことで私この議案に対しては判断しますから。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、金田部長の方から説明をしておりましたように、確かに4校固めての工事ということで、その工事にかかるということで学校とも相談をしました結果、どうしても授業をやっているところでは、当初教育委員会としてはそんなに音とかそういったものもかからないだろうと、そう妨害にならなくて3学期中に何とかやっていけるんじゃないかというところでやっておつたと思うんです。

ところが、やはり騒音、そういったものが大変な影響を及ぼすと、こういうことから判断いたしまして、最終的には工期の関係、そういったものから昨年度末までに実施できなかったと、こういうことでございます。この夏にその工事について延期をさせていただくということで、今のこの明許という形の手だてをとらせていただいたということです。今後、こういうことのないように、十二分の計画を持って実施をしていきたいというふうに考えております。

以上、御理解願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。（小山広明君「それは納得できない、そういう答弁では」と呼ぶ）——成田君。

14番（成田政彦君） 私は話を聞いていたら、ちょっと理屈の上でもちょっとおかしいと違うかと思ってね。僕はコンピューターそのものには賛成だし、小学校でやることは大賛成ですけど、基準が非常にはっきりしないと。先ほど議員さんの言うたように、まず校区別に見たら泉中校区で2つと、それで一丘校区で1つで、信達校区はゼロ、それから西信はゼロ。それでは生徒数で選んだのか、一丘に空き室があったから選んだのか。空き室がある小学校を優先したとか、それから生徒数が多いから優先したとか、具体的な理由が非常に不明確ですわ、これ。

何で信達校区はゼロですか。砂川小学校あるでしょう、それから信達小学校あるでしょう、東小学校、3つあるやん、ここ。ここはゼロやと。それで、一丘でも新家は新家東と新家小学校がありながら、鳴滝になったら鳴一、鳴二は全部2つひっついてなるしね。こんなもん絶対だれが聞いてもわかりませんで、これ。何が基準で選んだんですかと。生徒数ですか。一丘校区の生徒数で一丘が一番多かった、空き室があったと。そしたら資料を示しなさいよ。11校区で空き室はどこの小学校にあるか。西信達小学校には多分空き室があると思いますわ、ここ。絶対ありますわ、ここは。だから、基準を示しなさいよ、具体的に。小学校にどんな空きがあるのか、生徒数とかね。ちょっとそれ答えてください。だれが聞いてもおかしいで、これ。

議長（嶋本五男君） 中野教育指導部参事。教育指導部参事兼指導課長（中野辰弘君） 4校選定の基準について申し上げます。

今、成田議員言われましたように、1点はコンピューター教室としては1教室、さらに準備室として教室、これだけが必要やということで、1つは空き教室の問題、さらには将来的にクラス数がどうなるか、そこら辺の基準も考慮した上で、あと校長先生等の御意見をいただいたと。校長先生に最終的にここでいこうということで決めていただいたと、そういう経緯がございますので、よろ

しく御理解をお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 校長先生は校園長会議で教育委員会が示したら、それはもう校長先生の意見を聞いたか、それはまあ別として、まずそしたら資料として空き室の問題と生徒数の問題を出してほしいよ、11校きちっと。出してください、資料を、そしたらそれで。

信達校区にゼロというのはおかしいですよ、これ絶対。西信校区にゼロと、これはどう考えてもおかしいわ、これ、教育の機会均等から見たら。資料として出しなさいよ。絶対おかしいよ、こんなん。

〔巴里英一君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 巴里君。

25番（巴里英一君） この問題で昨年度は4校実施ということできちっと報告されて、それが実施されなかったということが最大の原因だと思います。そして、なぜおくれたのか明快な答弁がないということで論議が行ったり来たりなんで、若干休憩をとっていただいて、その点もう一度答弁も含めて、一度精査したらどうかなというふうに思いますけども、その点取り扱いをよろしくお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） では、次の会議までに一応教育委員会の見解をまとめてもらって、御報告するようにいたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしており……（林 治君「議長、議事進行」と呼ぶ）林君。

22番（林 治君） ちょっと見解をまとめてですが、先ほど質問の中で空き室の状況はどうかとか、そういうもんをちゃんと示してほしいという、そういうものも含めて資料として事前に出せると、そういうことをですか。

議長（嶋本五男君） そういう意味も含めてでございます。（小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ）小山君。

2番（小山広明君） いや、僕は議事進行でいうなら、今の4校選定については一応予算で審議しとるはずですよ、不十分かどうか別としてね。だから、繰越明許について議論をするべきだという

修正の議事進行は僕がいいと思うんですけども、何でそこを4つに決めたんやということは、もちろんそれは関心もあるけど、それはやっぱり補正予算審議の中で議論しとるわけやから、そこは余り言うとなんかちょっとだめだと思ふ。

こういう議事進行は僕がいいと思うんですよ。だから、僕はそういうふうにやっぱり直すべきじゃないかなと思ふ。僕も組み直すことはありますけど、この議論についてはそう思ふ。

議長（嶋本五男君） 一定の教育委員会の進路を決めていただいて、次の会議の冒頭で御返事をいただくようにいたしたいと思ふ。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る7月5日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思ふ。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、7月5日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。どうも御苦労さんでございます。

午後5時19分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 嶋本五男

大阪府泉南市議会議員 真砂 満

大阪府泉南市議会議員 和気 豊